

第 5 2 5 回（定例）福崎町議会会議録

令和 8 年 6 月 1 8 日（木）
午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 8 年 6 月 1 8 日、第 5 2 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	中 田 貴 子	8 番	田 中 康 智
2 番	牛 尾 成 利	9 番	住 谷 庸 子
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	北 山 智 恵
4 番	大 住 文 子	1 1 番	前 川 裕 量
5 番	三 輪 一 朝	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	吉 高 平 記	1 3 番	植 岡 茂 和
7 番	小 林 博	1 4 番	竹 本 繁 夫

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 査 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	千 家 利 久	町参事兼地域振興課長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
町参事兼地域振興課長	成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長	山 本 克 典
町参事兼地域振興課長	小 幡 伸 一	ほけん年金課長	西 村 由 紀子
農 林 振 興 課 長	山 下 勝 功	まちづくり課長	増 山 剛
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者	石 川 博 憲
学 校 教 育 課 長	吉 高 美 鈴	社 会 教 育 課 長	森 公 宏

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第 1 号	9 番	住 谷 庸 子	(1) 中東情勢（ナフサ不足）による影響について
			(2) 町制施行 7 0 周年、これからの歴史・文化観光について
			(3) 「5 歳児健康診査」による切れ目のない支援について
第 2 号	2 番	牛 尾 成 利	(1) 福崎町の財政運営について
			(2) 役場の開庁時間について
			(3) I T 人材の確保について
			(4) 小・中学校における金融教育について

- | | | | |
|-------|-----|---------|--|
| 第 3 号 | 1 番 | 中 田 貴 子 | (1) 公共施設について
(2) 子育て支援について
(3) 不登校支援について |
| 第 4 号 | 8 番 | 田 中 康 智 | (1) 部活動地域展開について |
| 第 5 号 | 3 番 | 牛 尾 雅 一 | (1) 福崎町養護老人ホーム福寿園の在り方について |

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
 ただいまから本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は 14 名でございます。
 定足数に達しています。
 それでは、これより本日の日程に入ります。
 本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 一般質問

議 長 日程第 1 は、一般質問であります。
 1 番目の質問者は、住谷庸子議員であります。
 質問の項目は
 1、中東情勢（ナフサ不足）による影響について
 2、町制施行 70 周年、これからの歴史・文化観光について
 3、「5 歳児健康診査」による切れ目のない支援について
 以上、住谷議員。

住谷庸子議員 皆さん、おはようございます。議席番号 9 番の住谷庸子でございます。議長の許可を得て、通告に基づき質問させていただきます。

昨年 6 月に議場で一般質問をさせていただいてから 1 年がたちました。これからも住民目線に立ち、事前調査をしっかりと行いながら、地域課題に対して質問させていただきたいと思います。

今回の質問内容は、中東情勢（ナフサ不足）による影響、次に、町制施行 70 周年、これからの歴史・文化観光について、3 つ目が「5 歳児健康診査」による切れ目のない支援について、質問させていただきます。

それでは、まず初めに中東情勢による影響について。

エネルギー輸送の要衝ホルムズ海峡の封鎖状態が長期化する中、石油の供給不安が、食料品や日用品、家賃や住宅価格の上昇、医療や介護の現場にも深刻な影を落としています。石油を原材料とする一部の医療資材、プラスチック製品や包装資材などが品薄となって入手しづらくなっており、調達不安を見越した過剰発注や買占め、在庫確保も状況をさらに悪化させています。また、政府が主張する流通の目詰まりの状態も深刻化しています。ナフサ不足の影響はいつまで続くのか、不安に思われる方もたくさんいらっしゃると思います。仮に事態が落ち着いたとしても、輸送や生産、物流が平時に戻るまでには数か月から半年程度の期間が必要と言われており、影響の長期化が懸念されています。

このような状況の中、オイルショックのときのように「物がなくなるかもしれない」という不安から買占めが起こらないように、町として、地域住民の生活や

事業を守るために何ができるのか、早めに検討しておく必要があると思います。
そこでお伺いします。

特に影響が大きい業種として、自動車関連部品や塗装などの輸送機械関連、住宅設備、建材など建設関連、食品や飲料の容器・包装、日用品のプラスチック製品等が挙げられます。業種別の実態把握はされていますか。

地域振興課長 町ではしておりませんが、福崎町商工会において、四半期ごとに景気動向調査を実施されています。主要業種の地域別の景気概況と業況D Iについてまとめられております。

全国商工会連合会の中小企業事業者における4月期調査です。産業全体の景況は売上額、採算、業況D Iが大幅に低下し、資金繰りのD Iも小幅に低下しております。中東情勢の不安定化に伴い、石油関連製品の確保が一層厳しくなった、また、調達できてもコストが大幅に上昇しているとのことで、小規模事業者の経営環境は厳しさを増しております。特に建設業は売上額D Iが16.3ポイント、採算D Iが12.8ポイント、業況D Iが17.4ポイント低下し、資金繰りのD Iも大幅に低下しております。その他業種では、製造業、小売業も価格転嫁が進まず、業況D Iが大幅に低下しているとのことでございます。

住谷庸子議員 次に、住民生活の影響についてです。

スーパーのポリ袋撤去や包装資材不足など、生活の身近な部分での影響も報じられています。町として、このような影響が特に大きいと感じられる世帯や分野について、どのように認識しておられますか。

地域振興課長 町内企業でも既に影響が発生していると聞いております。製造業や建設業、そして農家にまで、原油・ナフサ不足への懸念から生産減少が続き、それが品不足と価格高騰をもたらし、生活必需品の値上がりと食品包装や医薬品、衛生用品や日用品などの供給不安が家計への圧迫要因になると考えております。

住谷庸子議員 今、生活必需品が手に入らなくなるかもしれないという心理的不安から買占めが懸念されています。以前、ごみ袋の品薄問題もあったかと思います。生活に密着したところでの供給不安について、今後どのように対応されるのでしょうか。

住民生活課長 ごみ袋に特化して申し上げますと、先日、所管の委員会でも報告させていただきましたが、7月1日から町のごみ袋の希望小売価格が値上げとなります。これにつきましては、製造業者からの仕入価格の値上げに伴うものでありまして、原材料不足によって製造が止まるということはございません。普通の生活を送る上で急激にごみが増えるということはありませんので、住民さんの通常の購買行動の中においては、ごみ袋が不足するということは考えられませんが、昨今の報道を受けまして、過剰な反応による買占め等が始まりますと、需要と供給のバランスが崩れて品薄状態は起こり得るというふうに思います。ただ、これも一時的なものではないかと思っております。

町と製造・販売を委託している商工会が連携して、ごみ袋の安定供給に努めてまいりたいと思っております。

住谷庸子議員 確かに報道による住民生活への影響は大きいと思います。人間の心理としては、実際に「不足」という文字を目にすると、買占めの方向に動いてしまうものなので、在庫の可視化が不可欠ではないかと考えます。

この問題が長期化する場合、低所得世帯や子育て世帯、高齢世帯への負担増に対する支援策は検討されていますか。万が一に備えて、自治体として最低の備えや準備として、補正予算等は検討されていますか。

企画財政課長 補正予算の検討につきましては、6月5日に国補正予算（第1号）が成立し、中東情勢の影響による物価高騰などに対応するため交付される重点支援地方交付

金の福崎町への交付限度額 865万2,000円が示されました。今後、この交付金を活用した物価高騰対応事業の補正予算を検討していきます。

住谷庸子議員 よろしく願いいたします。

次に、町内企業、農業への支援体制についてです。

ナフサ不足による資材高騰で価格転嫁が難しい中小企業や農家の経営悪化が懸念されています。町として、商工会や農協などと連携して、影響を受けている事業者の相談窓口を設置、または一本化するなどの支援体制は検討されていますか。

地域振興課長 町ではしておりませんが、福崎町商工会で、中東・ウクライナ情勢による原油価格上昇に関する特別相談窓口を開設されて、地域の事業者からの相談に対応されております。

また、県では公益財団法人ひょうご産業活性化センターで総合窓口を開設し、対応されてございます。

以上でございます。

住谷庸子議員 続いて、医療・介護現場への影響についてです。

冒頭にも申しましたように、医療・介護現場において一部の医療資材が入手しづらくなっています。例えば、薬局でも軟膏を入れる容器（軟膏缶）が確保しづらく、薬があっても容器が足りないという状況が続いています。そのほかにもビニール袋や分包紙、印字用のインクリボンも入手困難な状況に陥っています。メーカーに確認すると、これはナフサ不足によるものではなく、心理的不安による買占めが原因と聞いています。そのために、今は必要最低量しか入荷しない状況で、必要量を確保するのに大変苦勞をしています。安心安全な医療体制の構築、感染対策のためにも、安定供給は喫緊の課題と考えています。同じように、介護現場も手袋やポリ袋の購入制限等で業務に支障が出てきていると聞いています。

兵庫県薬務課から5月15日に医療用手袋の備蓄放出、これは販売なんですけれども、その案内が届きました。町として需要状況の把握や事業所への情報共有、緊急備蓄の仕組みづくり、代替素材の活用支援等、不測の事態に備えて、物資調達面に関しての支援策は考えておられますか。

ほけん年金課長 町が特定の物資を備蓄して配分する仕組みというものを構築することは、対象物資の選定、それから保管体制、配分方法など多くの課題があり、困難と考えております。

町としましては、地域の医療機関や介護事業所など、関係機関と連携しまして情報収集を行い、国・県からの支援情報を速やかに周知するよう努めてまいります。

住谷庸子議員 中長期的な備えについて。

ナフサ不足の長期的な懸念も指摘されています。町の物品調達において、ナフサ依存度が高い品目を把握し、代替素材への切替えや複数業者からの調達など、リスク分散の方針を策定する考えはありますか。

例えば、学校や公共施設で使用する使い捨てプラスチック製品を環境負荷と安定供給の両面から見直し、再利用可能な資材への検討を進めるべきと考えますが、町としての見解をお伺いいたします。

会計管理者 失礼します。

前段の部分についてお答えします。

ナフサは生活に欠かせない日用品をはじめ、様々な製品に使われていると認識しております。現在の中東情勢が長期的なものとなると、その影響はどれくらいになるか計り知れません。物品は基本的に町内業者から調達をしておりますが、品不足に陥ると予想される物品については、代替可能な製品への切替えや、一つ

の業者への偏った発注で品不足を加速させることのないよう、複数業者へリスク分散を行います。また、情報収集に努め、迅速な物品調達、適正な代替品の調達に努めます。

現在のところは、議員のおっしゃるような方針の策定までには及びませんが、今申し上げた考えを基に業務を進めてまいります。

以上です。

学校教育課長 続きまして、学校や公共施設における使い捨てプラスチック製品の見直しにつきまして、例えば、学校給食で提供している牛乳において、数年前からストローの使用を取りやめるなど、使い捨てプラスチックの削減に向けた具体的な取組を進めております。

一方で、特に幼稚園や学校の保健室などにおきましては、感染症対策を含む徹底した衛生管理が最優先されるほか、幼児や体調不良の子どもたちが安全安心に使用できる個別対応の観点から、一部で使い捨て製品がやむを得ず必要となる場面が多くございます。

また、新たな資材を購入、維持するためのコストや現場での洗浄・管理にかかる負担などを考えますと、慎重にクリアすべき課題があるのも事実でございます。

まずは現場の取組を維持しつつ、給食センター、幼稚園、保健室など、現場の特性や安全性を第一に考慮しながら、どのような方法がいいのか、研究してまいりたいと思います。

住谷庸子議員 ありがとうございます。

それでは、最後に住民への情報発信と相談体制整備についてです。

なぜ値上げが起きているのか、どの分野にどんな影響が出ているのか、また、デマや不安を抑制するために買いだめの必要性、供給見通し等、町内の情報を国や県の情報を踏まえて、冷静に伝えることが必要と考えます。

また、生活困窮者自立支援窓口と連携して、家賃や税が払えないといった相談をワンストップで受けられるような相談体制の整備等は検討されていますでしょうか。

地域振興課長 中東情勢の影響でナフサの供給不安が広がっていますが、買いだめなどの流通の目詰まりが大きな要因だと考えております。住民や企業には冷静な対応を求めするためにも、官民一体で不安を解きほぐす取組が急務だと考えております。市場や経済情勢を集約し、適正な情報を発信することは大切だと考えております。

福祉課長 困窮者対応についてお答えいたします。

生活困窮者自立支援制度は、平成27年に施行され、福祉事務所を設置している市では市が、非設置の町では兵庫県が主体となって実施しております。

福崎町を含む県内12町では、県が委託する自立支援相談支援センターひょうごなどが家計改善支援、就労相談、住居確保支援などを一体的に行っております。町に寄せられた生活困窮に関する相談につきましては、必要に応じて同センターにつなぐことで、家賃や税の滞納を含む複合的な課題にも対応できる体制となっており、現時点で新たなワンストップ窓口の設置は考えてはおりません。

今後も兵庫県及び自立支援相談センターひょうご、また、福崎町社会福祉協議会と連携し、相談体制の周知と支援の充実に努めてまいります。

住谷庸子議員 町において、今回のナフサ不足問題に対して、いろいろと検討されていることが分かりました。自治体レベルで産業支援や生活、福祉分野への備え、正しい情報の提供等が重要になってきます。今後も住民の心理的不安による行動が最大のリスクとなることを理解していただき、必要な情報発信に努めていただきたいと思います。

次に、町制施行70周年、これからの歴史・文化観光についてお伺いいたします。

去る5月3日、福崎町制70周年記念式典が、福崎町エルデホールにおいて盛大に開催されました。オープニングには記念動画「つなぐ70年輝く未来へ」が上映されました。

昭和31年5月、田原村、八千種村、福崎町の1町2村が合併し、新福崎町がスタートしました。70年史を拝見しながら、子どもの頃の懐かしい風景、様々な出来事を自分の記憶と重ねながら、時代とともに変化する様子を懐かしく振り返ることができました。長年にわたり積み重ねてこられたご尽力と歩みに改めて敬意を表します。

福崎町の歴史を語る上で忘れてはならないのが、民俗学の父である柳田國男先生です。福崎町は柳田國男先生の生誕の地であり、このふるさと福崎町の風景が遠野物語をはじめとする日本民俗学の礎となりました。福崎町には、日本人が忘れてはならない地域の絆、習慣、文化などの土壌があります。現在は柳田國男先生が研究された妖怪によるまちづくりが行われ、リアルな妖怪のモニュメントや妖怪ベンチが多数設置され、妖怪の町として有名になりました。

今後ますますの発展を期待するとともに、これからの歴史、文化、観光について、いくつかお伺いしたいと思います。

福崎町文化財保存活用地域計画が策定されています。この計画はどのようなものなのでしょうか。背景、目的、計画の位置づけ、期間についてお伺いいたします。

社会教育課長 失礼いたします。

文化財保存活用地域計画、いわゆる地域計画と申しますが、文化財の保存と活用をどのように進めていくのかを示す市町村のマスタープランでありまして、同時に実行計画でもあります。文化財保護法改正によりまして、未指定文化財も含め、地域全体で文化財を守り生かすことが求められるようになりました。

福崎町では、三木家住宅の活用など、歴史文化をまちづくりに結びつける取組が進む一方で、担い手不足や歴史理解の共有不足といった課題が顕在化してきたことが背景にあります。

こうした背景を踏まえまして、町としては、多様な主体の一人一人が、歴史や文化に関心を持ち、歴史文化遺産を大切に思う心を育てていくことで、歴史文化を手がかりに、持続可能なまち、いわゆる柳田國男先生著書に出てきます「美しき村」を目指すことを目的に、この地域計画を策定し、令和4年7月に文化庁長官の認定を受けたところでございます。

また、地域計画は、福崎町総合計画を具体化するための計画であるとともに、教育、農林業、観光、まちづくりなど、関連分野の計画と連携しながら相乗効果を生む施策を進める位置づけとなっております。

計画期間は、令和4年度から令和10年度までの7年間でございます。

以上でございます。

住谷庸子議員 先ほど計画期間が令和4年から10年度までの7年間とお聞きしました。この計画がスタートして4年がたっています。これまでの計画に基づく施策や事業の成果と検証についてお伺いいたします。

社会教育課長 地域計画でございますが、事業を前期（令和4年～5年度）、中期（令和6年～8年度）、後期（令和9年～10年度）の3つの期間に分けまして、6つの方針の下、合計75事業を進めておりますが、現在のところ、おおむね順調に推進できております。

成果といたしましては、地域歴史遺産の調査を進めた結果、計画策定以降、新たに6件の町指定文化財を指定し、そのうち1件は県指定文化財となるなど、文化財の価値を確実に守り伝える取組が進んでおります。また、商品開発や歴史文化を生かしたイベント、観光ルートの整備など、活用の面でも各課が連携して取り組んでいるところでございます。

さらに、計画作成段階から地域の皆様に調査へご協力いただいたことや、自治会シートの配布によりまして、町の歴史文化への関心が高まり、古文書整理や地域史の編さんなど、住民主体の活動が広がっていることも大きな成果であると考えております。

住谷庸子議員 次に、本町が目指す将来像についてです。

今後、歴史文化遺産の保存・活用に取り組むことが重要ですが、時代の変化とともに維持・管理していくことが大きな課題でもあると思います。本町が目指す将来像について伺います。

町長 本町には、七種山の自然景観や柳田國男先生ゆかりの文化資源、地域に受け継がれてきた祭礼・伝統行事など、多様で貴重な歴史文化遺産があります。これらは町民の誇りであり、福崎町の魅力を発信する大きな力となっております。一方で、人口減少や担い手不足、施設の老朽化などにより、これらを将来にわたり守り続けることが課題でございます。そこで本町では、文化財保存活用地域計画を策定し、歴史文化遺産の保存と活用を体系的に進める方針を示しているところでございます。

本町の総合計画が掲げる将来像は「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」でございます。その実現に向け、町民をはじめとする担い手の皆様とともに、福崎らしい歴史文化を大切にし、保存・活用に取り組んでまいります。また、歴史文化を定住促進、教育、観光、まちづくりなどの分野と連携させ、地域の活力向上につなげていきます。こうした好循環を生み出すことで、柳田國男先生が描いた「美しき村」に通じる持続可能なまちづくりを目指してまいります。

歴史文化遺産は、一度失われれば戻らない大切な財産でございます。町民の皆様と力を合わせ、福崎町の貴重な文化遺産を未来へ確実に継承してまいります。

住谷庸子議員 ありがとうございます。

福崎町文化財保存活用地域計画の中に、担い手育成の現状が記載されています。教育委員会との連携の下、初心者向け講座やふるさと歴史探検隊など、歴史文化に触れる機会の提供、福崎まちづくり出前講座等に講師派遣をするなど、様々な取組が行われています。

その一方で、地元地域の歴史遺産を知らない、価値が分からないという声もあります。私もこの町で生まれ育ちましたが、柳田國男生家、三木家住宅、神積寺本堂や古墳等、それは知っていますが、それを、人に分かるように説明できるかと言われたらできないです。私の周囲の人にもちょっと聞いてみました。福崎の小中学校で学んだ大学生の方は「学校で学んだ記憶があんまりない、よく知らない」とのことでした。小学校6年生の子どもさんは「1回だけ授業はあったけど、あんまり覚えていない」と、していても覚えてないのかも分かりませんが、そういったことでした。このような状況が進めば、当然地域遺産や歴史文化の継承は難しいと思います。

昨今、河童や妖怪は様々なイベントが行われるので知名度も増して有名になっていますが、河童が有名になった歴史的背景を理解し、説明できる人は少ないと思います。大切なことは、子どもたちに伝え理解してもらうことだと思います。

現在、小学校、中学校ではどのような取組を行っているのでしょうか。地域の

歴史文化を学ぶ機会をどのように実施しておられるのか伺いたします。

学校教育課長 教育委員会では、学校教育と社会教育の緊密な連携の下、子どもたちが地域の歴史や文化に誇りを持ち、自発的に学びを深められるよう取り組んでいます。

まず、学校教育の現場では、中学生や小学5、6年生を対象に講演会やDVD視聴などを通してふるさと学習を実施しています。また、小中学校の教員は、社会教育課の学芸員による文化財施設説明会を受講し、今後の授業において、地域の歴史文化を学ぶ場をさらに広げる基盤づくりを進めているところです。

また、遠野市児童交流事業では、現地児童との交流や名所見学を通して、文化を体感する機会を提供しています。参加児童からは「柳田先生をもっと知りたい」「地域を研究したい」との声が寄せられており、主体的な学習への高い効果を実感しているところでございます。

また、社会教育課では、歴史民俗資料館による小学5、6年生対象のふるさと歴史体験隊など、世代に応じた学びの場を設けています。また、職員が地域へ出向くまちづくり出前講座、文化めぐりin福崎町など、地域の文化財をテーマとしたメニューを学校の授業でも広く活用させていただいております。さらに、小中学生を対象とした福崎町柳田國男ふるさと賞を設け、児童生徒の調査・研究成果を展示・表彰することで、郷土への興味・関心を高めています。

今後とも、このような取組を通して、学校と社会教育の双方からのアプローチを行い、子どもたちが福崎町の歴史や文化に親しみ、深く学べる環境づくりに努めてまいります。

住谷庸子議員 先ほどの説明で学校でもいろいろな歴史文化の継承の授業とか、取組をされていることが分かりました。

2014年8月に柳田國男先生の功績と向き合い、理解を深めていただきたいという思いから、柳田國男検定が生まれたと聞いています。去年は柳田國男先生生誕150年の年ということで、第12回の検定が開催されました。今年も第13回検定が7月26日に文化センターにて開催されます。毎年恒例行事のように定着してきていますが、この検定の受験者数が減少傾向にあると聞いています。第1回開催時の受験者は、広報で確認すると177名でした。同じように一次ブームであったご当地検定なども受験者数が減り、運営が難しくなって消えていく検定もあると聞きます。歴史文化の継承のためには、この検定を継続することは必要なことかもしれませんが、受験者数が少ないということは、興味関心が薄いということ、または、広告代や運営費用の面から考えると、費用対効果が低いと思います。

歴史文化の原点である柳田國男検定の在り方、現状と課題、今後有効とされる対策の方向性について伺いたします。

社会教育課長 柳田國男・松岡家記念館では、幅広い世代の人々に柳田國男先生の人生に触れていただく機会となるべく柳田國男検定を設けておりますが、一方で、町在住者からの注目度は年々低下傾向にあるのが現状でありました。特に、町内の小中学生に挑戦いただきたい気持ちから、テキストの学校配付や問題文の全振り仮名添付などを行っておりますが、昨年度までの受験者は全体的に減少傾向にあることから、情報発信の確実な接点を増やし、より多くの方に事業を知っていただくことが課題と認識をしております。そのため、昨年度、柳田國男生誕150年で新たに縁を結び直しました日本各地のゆかりの地へもチラシを送付しております。

本年度の申込み初動は、東京や大阪など、遠方がふだんより多くなっており、チラシ片手にテキストを購入なさる方もいらっしやると聞いております。

住谷庸子議員 地域の歴史文化を守っていくには、やはり町民みんなで支えるという一体感が

要になります。町民の郷土愛、歴史文化の郷土学習を育むことも重要となります。

次世代につないでいくために地域と学校が連携して、世代間交流を通じて地域の生きた歴史や伝統を体験的に学ぶ機会がありますか。

社会教育課長 本町の学校では、地域と連携し、世代間交流を通じて地域の生きた歴史や伝統を体験的に学ぶ機会を幅広く設けております。

まず、昔遊び体験では、祖父母や地域の高齢者が講師となりまして、こま、めんこ、あやとりなどを直接指導し、自然な世代間交流と文化継承の機会を創出しております。高岡小学校では、全校遠足で野外活動センターへ行く前には、地域の方から、地域の自然や歴史、史跡、そのようなことを聞く機会を設けまして、郷土に対する理解を深めております。また、福崎小学校では、全校生が縦割り班で行うウォークラリーでは、ふるさと発見をテーマに、校区に残る寺院や神社、古墳、史跡等もポイントに入れつつ、地域の方にお世話になりながら、校区を回り、郷土理解を深めております。また、鬼追い行事や消防団との連携では、地域の伝統行事や防災文化に触れ、地域の安全安心を支える仕組みを学ぶ機会となっております。

以上のように、本町では、地域の皆様のご協力の下、子どもたちが地域の生きた歴史や伝統を体験的に学ぶ多様な機会を確保しており、次世代への継承につながる取組を着実に進めております。

住谷庸子議員 今後、少子高齢化が進む中で、祭りや郷土芸能、文化財保存会など、地域の歴史文化を支える団体の担い手不足が深刻化しています。活動休止に追い込まれる事例も出ていていると聞いております。これらは単なるイベントではなく、地域のアイデンティティーと誇りを形づくる大切な資源です。後世に確実に引き継いでいくために、計画的な人材確保と育成は喫緊の課題だと考えます。

歴史文化を支える団体の現状、特に担い手の年齢構成や活動団体の状況をどのように把握しておられますか。文化財ボランティアや地域学芸員など、歴史文化資源を支える人材を継続的に確保するための体制整備とデジタル技術を活用した記録・継承の取組について今後の方針をお伺いいたします。

社会教育課長 伝統文化継承事業を支援する文化庁の伝統文化親子事業や地域文化財総合活用推進事業への応募によりまして、地域で活動されている団体の状況を把握しているところでございます。

歴史文化資源を支える人材の確保といたしましては、福崎町に所在する文化財を後世に末永く継承し、保護し、調査・活用するために、各自治会に1名の文化財協力員を委嘱しまして、地域の歴史文化遺産の保護・活用活動の中核となる人材を育成しております。

デジタル技術を活用した記録・継承の取組には、柳田國男・松岡家記念館、神崎郡歴史民俗資料館、三木家住宅や区有文書等、重要な文書や使用頻度の高い資料等の写真撮影によるデジタル化を進めているところです。

今後も引き続きデジタル化を進めながら、デジタル化した資料の活用についても検討していきたいと考えております。

住谷庸子議員 文化財や歴史資料をデータや映像として半永久的に保存活用するデジタルアーカイブは、物理的劣化や災害によるリスクから歴史を守る重要な手段になります。ぜひとも検討いただきたいと思いますと思っています。

最後に、誰もが気兼ねなく観光できる環境整備についてです。

個人的な話ですが、先日、旅行の計画を立てているときに思ったことですが、高齢者と一緒に行く旅行では、移動手段はもちろんのこと、様々な環境に配慮したユニバーサルツーリズムへの取組、バリアフリー化が大切だと感じました。

福崎駅はきれいになり、エレベーターが設置されました。駅前には観光交流センターができ、観光客も増加しています。平日はまちなか便がありますが、観光場所を回るときに、場所が離れていたり、距離もあると移動が本当に大変です。元気な若い人はレンタサイクルで移動できますが、高齢者、障がい者等には困難です。誰もが安心して楽しめる環境整備が大切であると思います。

高齢者、障がいのある方、外国人、幅広い年齢層の方が安心して楽しめる環境整備について、どのように考えておられますでしょうか。移動手段等の物理的なバリアを減らすハード面、安心して滞在できるソフト面での取組等がありますか。お伺いいたします。

社会教育課長 社会教育課におけるバリアフリー化の取組について申し上げます。

まず、ハード面につきましては、歴史民俗資料館では、車椅子用の昇降機を設置しており、柳田國男・松岡家記念館には車椅子用のスロープを設置しております。大庄屋三木家住宅及び歴史民俗資料館は県指定文化財でありますので、大きな改修は難しい状況にあります。

ソフトの面では、バリアフリー化につきましては、情報バリアフリーの観点から、誰もが理解しやすい展示や案内などとなるよう、次のような取組を進めております。

資料キャプションの文字サイズ拡大や読みやすいフォントの採用。展示パネルでは難解な専門用語を避け、中学生以上を対象に図解や写真を多用した説明、記念館におきましては、日本語に加え、英語、中国語、韓国語の多言語パンフレットを作成、町内の文化財の説明看板では英語を併記するなど、多言語化を進めております。

これらの取組によりまして、高齢者、外国人、子ども、障がいのある方など、幅広い方々にとって理解しやすい展示環境の整備に努めているところでございます。

住谷庸子議員 詳細な説明、ありがとうございました。

5年後、10年後も福崎町に多くの観光客が訪れ続けてもらえるように、今後多様な来訪者の受入れに備えた積極的な取組を期待しています。

次に、5歳児健康診査による切れ目のない支援についてです。

日本では法律で決まっている乳幼児健診は、主に1歳6か月と3歳児ですが、近年、各自治体が5歳児健康診査を導入する動きが広がっています。5歳児健康診査は、就学時健康診断の前の最後の総点検のような位置づけで、特に発達や社会性のチェックに重点が置かれます。以降、5歳児健康診査を5歳児健診と略させていただきます。

こども家庭庁も出産から就学前まで切れ目なく健診を行うために、1か月児と5歳児健診の費用助成に取り組んでおり、令和8年度以降、5歳児健診の全国展開を本格的に推進することを決定し、2028年度までに全国どこでも検診を受けられる体制を目指すことになりました。

2024年8月、5歳児健康診査の全国展開を目指して全国自治体1741市町村を対象としたウェブ調査が実施されました。1183自治体から回収があり、5歳児健診を実施している市町村は全国で179件、15.1%、全国的にはまだまだ実施率が低い状況にあります。実施に向けての課題としては、予算と人員の確保、フォロー体制の構築が共通の課題として挙がっています。

そのような中、福崎町においては、5歳児健診を早くから実施していると伺っています。特別な配慮が必要な児童に対して、早期介入を実施することで、保護者の課題への気づきや生活への適応が向上する可能性が指摘されており、5

歳児健診により、学童期の不登校発生数が減少したという研究結果もあると報告されています。

本町での5歳児健診の実施状況や特別な配慮が必要な児童に対してのフォローアップ体制等について、いくつかお伺いしたいと思います。

本町では比較的早い時期に5歳児健診を実施されています。具体的にこの健診がどんな目的で実施されているのか、ご存じない方もいらっしゃると思います。

5歳児健診の意義、体制、実施内容についてお伺いいたします。

ほけん年金課長 5歳児は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期であるというふうにされております。健診によりまして、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの健康の保持及び増進を図ることを目的としております。

福崎町におきましては、保健センターで児童精神科医、歯科医、公認心理師、保育士、管理栄養士、保健師、歯科衛生士、学校教育課職員で行っております。内容は、これまでの乳幼児健診の状況、事前に得たこども園からの情報、当日の問診、医師の診察などによる発達の状況、保護者の困り感などを保護者とともに確認いたします。希望者や必要があると判断した子どもと保護者の方については個別相談も実施しております。

住谷庸子議員 実際に健診を行う医師の経験不足が懸念され、健診医の確保に困るという状況があると聞いていますが、本町では小児科医以外の精神科医が対応されているとお聞きし、体制整備が整っていると感じました。

次に、本町で実施されている5歳児健診の実施状況についてです。5歳児健診はいつから実施されているのでしょうか。どの程度実施されているのか、受診率、発達等でフォローが必要と判断された子どもさんの割合はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

ほけん年金課長 5歳児健診は令和3年度から始めており、奇数月に実施をしております。

令和7年度の受診率ですが、91.4%（140人中128人）で、フォローが必要と判断された子どもの割合は35.0%（140人中49人）となっております。

住谷庸子議員 フォローが必要な子どもさんの割合が3割を超えています。この結果から、この子どもさんが自分らしく集団生活に適應するための就学に向けた準備、環境調整が必要であると思いました。

健診後のフォローについてです。子育てから就学までの時期に、すくすく発達相談という事業がありますが、この事業と5歳児健診事業の主な違いについてお伺いいたします。

ほけん年金課長 すくすく発達相談は、幼児から小学校低学年児童とその保護者の方を対象に子どもの成長発達に対する不安を軽減することを目的としまして、公認心理師が個別で相談支援を行う事業となっております。

5歳児健診との主な違いは、5歳児健診が全員を対象とするスクリーニングであることに対しまして、すくすく発達相談は支援の必要な親子への予約制の個別相談であるということです。

住谷庸子議員 5歳児健診の最大の目的は、早期の発達課題に対する気づきです。就学前に早期に気づいてあげることで、早期介入によるサポートが可能になります。

健診後、発達に課題のある可能性が示唆された子どもと家庭に対して、健診後、どのように支援につなげているのか。保健、子育て、教育、福祉がフォローする

体制になっているのか。また、どのような役割分担と情報共有を行っているのかお伺いいたします。

ほけん年金課長 発達に課題のある可能性が示唆された子どもとその保護者の方に対しましては、子どもの状況や環境、保護者の受入れ状況等に応じて療育を行う児童発達支援等を案内しております。

保健・子育て部門は、相談支援や養育支援訪問、医療機関の紹介や心理発達相談の勧奨を行います。教育部門は所属園との連携や就学相談、福祉部門は療育等の福祉サービスを提供するなど、各部門が連携してフォローする体制になっております。

健診後には、担当者によるカンファレンスを行いまして、情報の共有やフォローの検討を行っております。

住谷庸子議員 健診結果からのスムーズな橋渡しとして、地域の保健、医療、福祉、教育の各機関によるフォローアップ体制が重要となってきます。就学前から就学後まで、切れ目のない支援につなげるために、児童発達支援と放課後等デイサービスは、就学前と就学後で役割を分担しつつも、発達に特性のある子どもを継続的に支援する仕組みとして位置づけられています。

5歳児健診で把握した特性や支援ニーズを就学相談や就学先の学校、相談支援、放課後デイにつなぐための標準的なフローは作成していますか。

ほけん年金課長 標準的なフローというものは作成しておりませんが、5歳児健診の中で学校教育課の職員が就学までのオリエンテーションを行いまして、保護者に対して就学に向けての流れや相談先を知らせております。これにより必要な手続の把握や就学への不安解消にもつながっております。

また、5歳児健診で把握した特性や支援ニーズは、各認定こども園の保育教諭や保健センターの保健師などで構成しております子育て支援者連絡会議等を通して所属園と共有し、保育現場での適切な支援につなげているところです。

福崎町ではサポートファイルというものがあまして、個人の特性や支援等について、保護者と支援者が共同で作成をし、経時的に情報を重ねていく個人ファイルを作成して活用しているところです。

住谷庸子議員 教育委員会が5歳児健診から就学後までの移行支援シート等で情報を引き継いでおられますでしょうか。

学校教育課長 先ほど、ほけん年金課長も申し上げましたとおり、サポートファイル、これはそのお子様の発達課題を把握し、個別の支援、指導計画やその状況を記録して、一貫した支援を確実に引き継ぐための重要な役割を担っております。

本町では、5歳児健診の段階はもちろんのこと、必要に応じて、それ以前の早期から、保護者、こども園、小中学校、さらには高等学校等へサポートファイル等を用いた丁寧な情報共有と引き継ぎを行っております。各成長段階の連携により、一貫した配慮を行うことで、子どもたちが個性を発揮し、健やかに成長できるよう努めております。今後とも、この支援の継続性の中で通級による指導や特別支援学級、特別支援学校への入級、就学など、児童生徒一人一人の状況に応じた適切な就学支援・指導につなげてまいります。

以上です。

住谷庸子議員 サポートファイルにより、しっかりとした支援体制ができていることが分かりました。これまでの研究や自治体事例では、5歳児健診と専門機関、教育委員会の教員、保健師などによる多職種連携の重要性が示唆されていますので、引き続きよろしくお願いいたします。

自治体として、放課後デイに対して、健康診断結果を踏まえた支援上のポイント

トを共有する場を設けていますか。設けていない場合は、今後設けていく予定はありますか。お伺いいたします。

ほけん年金課長 放課後デイに対しまして、支援上のポイントを共有する場というものは今のところ設けておりません。相談支援員とは日頃から必要に応じて連携しておりますので、共有の場を設けるといったところまでは考えていない状況です。

住谷庸子議員 支援上のポイントを共有する場はないけれども、相談支援員とは必要に応じて連携しているとのことでした。放課後デイ等で対応されている職員さんが日頃困っておられないのならよいのですが、私の知り合いが経営している放課後デイでは、グレーゾーンの子どものさんの情報が共有されなくて、保護者を含めた対応に苦慮される場面もあったと聞いています。

今後、5歳児健診マニュアル作成や保護者同意に基づく情報共有シート、移行支援シートの標準化を行う予定はありますか。お伺いいたします。

ほけん年金課長 こども家庭庁が公開しております5歳児健診マニュアルに準じまして、健診を行っています。その健診マニュアルと異なる部分につきましては、町独自でマニュアルを作成しております。

情報共有シート、移行支援シートにあたるものとして、先ほど申し上げました保護者同意に基づくサポートファイルがありますので、今後もこのサポートファイルを使っていきたいというふうに思います。

住谷庸子議員 詳細にわたって質問させていただきました。

本町では、早期から就学前の5歳児健診を実施して、発達の特性に応じた学びの機会を担保するために、就学前後にまたがる切れ目のない支援に取り組んでおられます。適切な発達支援に結びつけていくためには、今後もサポートファイルを活用して、健診後のフォローアップ体制を継続していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、住谷庸子議員の一般質問を終わります。

ここで、会議をしばらく休憩いたします。

会議の再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

◇

議長 会議を再開いたします。

次、2番目の質問者は、牛尾成利議員であります。

質問の項目は

- 1、福崎町の財政運営について
- 2、役場の開庁時間について
- 3、IT人材の確保について
- 4、小・中学校における金融教育について

以上、牛尾成利議員。

牛尾成利議員 おはようございます。議席番号2番、牛尾成利でございます。議長の許可をいただきまして、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

さて、福崎をもっと輝く豊かな町にと訴え、昨年の6月議会で初めて一般質問をさせていただいてから1年がたち、私がこの議場で一般質問に立つのも5度目となりました。この間、私からの様々な質問に真摯に答えてくださった尾崎町長をはじめ、町幹部の皆様にも厚くお礼申し上げます。そして、質問した事柄を実行・実現してくださった町職員の皆様にも感謝申し上げます。

1年が経ちまして、もう一度議員の責務とは何かを考えてみました。議会議員の活動には、条例の制定、議案の審議・発言、一般質問、予算決算の審議、委員会活動などがありますが、この一般質問は町民の声を直接町政に届け、新しい施策を提案し、問題点を問いただす最も重要な活動だと思っています。これからも引き続き町民の声を届け、これまで質問した事柄に関しての町の取組の進捗確認を行ったり、世の中の動向を踏まえた新たな問題意識から町の見解を伺ったりと、様々な観点からの質問をさせていただきたいと考えています。私に一票を託してくださった町民の皆様の思いを背負い、議員活動に向き合ってまいります。皆様とともに、福崎町の未来を考える場として、この一般質問の時間を有意義な時間としてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に移りまして、質問の1つ目、福崎町の財政運営について伺います。

令和8年度と第7次行政改革が始まったばかりで財政運営を伺うのは時期尚早かとも思ったのですが、国際情勢の影響をもろに受けての物価高、資材不足と資材高騰、人手不足と人件費の増、金利の上昇など、様々な問題が襲ってきています。

歳入では、給料の増額等により町民税の増額が期待されますが、それに伴い交付税の減額も想定され、一方、物価高に対応した交付税の増額も期待されます。歳出では、8年度予算で予定されている工事等の入札もこれから本格化しますが、予算をオーバーすることが危惧されます。公共施設の維持管理費も増加が見込まれます。物品の購入費、光熱水費も増加が見込まれます。

全てにわたっての歳出増圧力の現状と8年度予算へのインパクトについて、どのように感じておられるのか、どのように見込んでおられるのか伺います。

企画財政課長 現時点での物価高の影響につきましては、建設工事、物品等入札の一部で不調や入札の中止が出ており、資材等の高騰が要因と考えております。また、実施設計の段階で予算を超過するものがあり、歳出の増加が令和8年度当初予算では対応し切れないと見込んでおります。

なお、当初予算からの歳出の増加分につきましては、今後、補正予算で対応していく予定としております。

牛尾成利議員 現在、福崎町では中播消防署の建て替え事業、新ごみ処理施設の建設と大きな事業が入札も終わり進行中ですが、既に増額・変更契約の要請もあると思いますが、今後さらに増額の要請があるのかどうか。スライド条項があるのかどうか。あるとすればどれくらいの額で、福崎町への影響額について教えてください。

住民生活課長 議員おっしゃるとおり、中東情勢の悪化に伴いまして、現在進めております大型事業についても大きな影響が生じてきております。特に影響を受けているのが、中播消防署及び新ごみ処理施設の建設工事で、どちらも建築資材、労務単価の高騰によりまして、いずれも請負契約書の第26条第6項に規定されたインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を請求されております。

中播消防署については、本定例会で上程しました議案第62号のとおりで、7,190万2,600円の増額、新ごみ処理施設については、来週23日に開催される北部行政事務組合臨時議会において請負業者からの請求額が報告される予定ですが、相当な額となっております。どちらの工事も12か月を超える大規模な長期工事であり、その間にさらに物価が変動することも十分に考えられますので、請負業者からの申入れ・協議により、変更契約を締結する可能性はあります。

福崎町への影響額ですが、中播消防署については福崎町の負担割合が46.7

62%ですので、このたびの増額分のうち約3,360万円が福崎分となります。これにつきましては、緊急防災・減災事業債が100%充当されまして、70%交付税算入がありますので、残りの30%が町の負担額となります。新ごみ処理場につきましては、もともとの契約額もかなりの高額でありまして、数%のスライドとはいえ、大きな変更額となります。国の循環型社会形成推進交付金の対象となる施設が全体の75%で、対象外施設が25%、対象分から交付金3分の1を差し引いた金額と、対象外の25%相当額の合計が3町負担額の合計となります。このうち、福崎町の負担割合は45.5%となっておりまして、起債の借入れは各町で行いますので、充当率、それから交付税算入率を勘案して、負担額を算出することとなります。これらの金額の詳細については、所管の委員会で報告させていただきたいと思います。

牛尾成利議員 ありがとうございます。また所管の委員会の報告を見させていただきます。

次に、委託業務などへの価格転嫁です。

8年度の年間の委託業務は既に契約されていると思いますし、指定管理も数年間にわたって契約されています。受託業者や指定管理者が賃上げ対応や物価高対応を行えるよう、委託料、指定管理料の年度途中での改定についてどのように考えておられるのか、事業者からの要望ができる制度となっているのかどうかについて教えてください。

会計管理者 失礼いたします。

出納室が見積り合わせを実施する年間の業務委託契約には、清掃、消防設備点検、害虫駆除業務等がございます。そのほとんどが単年度の契約であることから、受託業者がある程度の人件費、物価高をあらかじめ見込んでいると思われます。

また、年度途中の契約金額の変更は、仕様書の条項にもともと盛り込んでいないため、原則契約の変更は行いません。しかしながら、議員のご指摘のように、現在の中東情勢の影響による物価高や賃上げなどの理由により、契約の当初の金額では業務に支障が出ると受託業者から話が出た場合には、協議の場を持ち、年度途中でも変更契約ができるような対応を考えております。

以上です。

地域振興課長 指定管理についてでございます。

観光交流センターでは、年度ごとに人件費の上昇分を加味して指定管理料を算定しております。また、文珠荘につきましては、指定管理期間を3年間と短くし、物価上昇の差の影響がなるべく出ないような手法を取っておりますので、期間中は同額となっております。ただ、協定書の中で締結時点から想定外の事由が生じ、運営上、指定管理者独自で対処できる範囲を超える場合には、安定的な経営・運営を図るために、双方協議の上、対応することができるとなっております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

次に、給食費についてです。

令和8年度、小中学校の給食が無償化されています。ここにも物価高が直撃していると思います。小学校は国から助成されますが、中学校は地方創生臨時交付金の定額利用の町単独です。これまでどおり、質・量を落とさずに提供すると、国からの助成は増えるのでしょうか。国からは定額で福崎町が負担するとなれば、町の財政にどれくらいの増額が必要となるのでしょうか。中学校の増額も含めて伺いたします。

学校教育課長 まず、国からの助成についてですが、小学校における国の助成額は、物価高騰分を含め、1人1か月5,200円、この定額とされています。質・量を維持した場合であっても、国の補助金が増額されることはございません。

次に、町の財政負担についてです。令和８年度当初予算における給食材料代の物価上昇分は、小学校で約７１０万円、中学校で約１，０４０万円、合計で約１，７５０万円を見込んでおります。財源につきましては、中学校の無償化分、約２，７５０万円及び物価高騰分の一部に対して、国の重点支援地方交付金約４，４７０万円を充当し、残りは町が負担している状況です。

なお、当初予算以降、さらなる物価高騰による影響額について、給食材料費の増加額は分かりませんが、給食の質・量を落とさぬよう、補正予算で対応する予定です。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

次に、８年度予算では金利の上昇も見込んでおられたと思いますが、現在、急激に国債の利回りが上昇しています。２９年ぶりの高金利、３１年ぶりの政策金利だとニュースになっています。阪神淡路大震災のときは、激甚災害の最優遇金利が３．０％でした。それからの３０年間、超低金利が続き、国債にも町債にも恩恵がありました。この恩恵が今なくなりつつあります。

今後、多額の町債借入れを予定されていると思いますので、金利上昇により、元利償還総額が増加することが予想されます。過去の借入れも変動金利では負担が増えます。公債費平準化対策債も発行されていますが、この負担も増えるかと思います。現在の金利上昇局面で、令和８年度予算で想定していた金利からどれくらい増えるのか。そして、今後はどのように対応されるのか。ご所見をお伺いします。

企画財政課長 令和８年度予算で想定した金利からどれくらい増えるかにつきましては、試算いたしましたところ、長期債利子が４００万円程度増加しますが、長期債元金は元利均等方式により利息の増加と同程度減少するため、現在のところ、当初予算内で収まる予定と考えております。次年度以降、利息の増加による影響が出てくると考えております。

今後の対応につきましては、令和６年度決算では、町債の年度借入額が償還元金を上回っており、今後も中播消防署建替、神崎郡新ごみ処理施設建設に係る町債の新規借入れの増加により、令和９年度まではこのような状態が続き、町債残高及び公債費における利子の割合が増加していきませんが、第７次行政改革に基づき、令和１０年度以降、新規町債発行額が元利償還金を下回るよう、投資的経費を抑制し、町債残高及び利子の減少に努めてまいります。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

令和８年度予算を作成されたとき、また、第７次行政改革を策定されたときから、福崎町を取り巻く経済状況は急激に悪化していると思われます。いろいろとお聞きいただきましたが、まだ行政改革が始まったばかりですが、この５年間で一般財源の歳出４億円の削減がなかなか厳しい状況になっているのではないのでしょうか。

漠然とした質問で申し訳ないのですが、一つ、この物価高騰下でどのような財政運営を行おうとされているのか、二つ、本格的な金利上昇局面に対応した財政運営についてどう考えておられるのか。三つ、町民へのサービスの水準を維持しつつ、健全な財政運営とどのように両立させていくのか。４つ目、状況によっては８年度予算の歳出増、行政改革の途中での見直し、収支見通しの見直しについてどのように考えておられるのか。この４点について町長のご所見をお伺いいたします。

町長 物価高での財政運営につきましては、ある程度は地方交付税の増というのが期待できると考えております。その上でですね、第７次行政改革が始まったところ

でございまして、それをしっかり進めることによって健全財政を維持していきたいというふうに考えております。

2点目でございますが、金利上昇局面に対応したというところでは、先ほど企画財政課長が答弁いたしました、第7次行政改革では、令和10年度以降、新規町債発行額が元利償還金を下回るように投資的経費を抑制するというようにしておりますので、そういった方法で町債残高及び利子の減少に努めていきたいと、このように考えております。

3点目の町民サービスの水準の維持と健全財政の両立については、先ほども申し上げましたように、第7次行政改革をしっかりと進めることによって、こういったところをクリアをしていきたいと、このように思っております。

4点目の件ですが、8年度予算、歳出増があるかもしれませんが、これは必要に応じてというところで、補正予算などで対応、必要があればですね、対応したらいいのではないかと思います。

行政改革の途中の見直しということでございますが、これもですね、第7次行政改革大綱、実施計画というのはつくっておりますので、今後はですね、その効果や達成度の検証を行う中で、その時々状況を説明をさせていただくということにさせていただきたいと思っております。

収支見直しにつきましては、今後はですね、令和7年度決算、そして、令和8年度予算を反映したものに見直していくところでございます。

牛尾成利議員 現在、物価上昇と金利上昇が驚くほどの速さで進行しています。ちょっと世界情勢が緩和され、石油が入ってくるようですが、この上昇は今後も続くと思われます。新ごみ処理施設建設と中播消防署建て替えと大きな事業が行われていますが、影響は今後も避けられません。福崎町だけが物価上昇に直面しているわけではないのですが、第7次の行政改革が始まったばかりです。福崎町の財政運営を適切に行っていただき、何かあれば情報開示をしていただきますようお願いいたします。

最後に、兵庫県の令和8年度予算、県政改革方針において、令和8年度、9年度、10年度の収支不足の合計は長期金利の上昇の影響もあり、昨年度の160億円の不足見込みから530億円に悪化する。実質公債費比率も令和7年度決算で起債許可基準の18%を超過して、起債には国の許可が必要となる。今後は本格的な金利上昇局面に対応した財政運営への転換が求められるとあります。

県、福崎町ともに、令和8年度予算は確定していますので、8年度においての影響は少ないと思います。問題はこれからで、県の財政の自主性が大きく制限されると予想され、県下全市町に影響があると思われます。県からの補助金や助成等をいただいている中で、福崎町にとってどのような影響があるかと考えておられるのか教えてください。

企画財政課長 現在のところ、県から具体的な補助金等の減額や廃止の情報はありませんが、どのような影響があるか現時点では分かりませんが、今後、県の動向を注視するとともに、補助金等や県事業の減額、廃止の方針等が出されたときには、事業等の存続を県に要望し、それでも廃止された場合は、事業の必要性や住民生活への影響を判断し、町単独事業での実施について検討いたします。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

県では平成20年からの行政改革で、職員を削減し、歳出の見直しを徹底的に行い、県庁舎の建て替えを控え、さらに起債にあたっては国の許可が必要となる中での530億円の収支不足となっていますので、いろんなところに影響があると思われます。近隣市町と連携を取りながら注視していただければと思います。

次に、質問の２つ目、役場職員の働き方改革に関連した質問です。

昨年１２月議会では、職員の働き方改革として時間外勤務の削減への対応について伺い、正職員の適切な採用などの抜本的な対策が必要との答弁でした。この３月議会ではＡＩの活用による業務効率化について伺いました。

今回は、働き方改革に関連した福崎町役場の開庁時間についてお伺いします。

今、職員の働き方改革の一環として、県下の市町をはじめ、全国で市役所、役場の開庁している時間を短くする流れがあります。いろいろな項目ごとに考え方をお聞きしますが、開庁時間短縮を前提とした答弁でなくても構いません。最後に町長の今後の方向性を伺いたいと思います。

まず、福崎町役場の開庁時間は、現在、朝８時３０分から夕方１７時１５分までとなっています。土曜日、日曜日、祝日、１２月２９日から１月３日まではお休み、閉庁です。以前に福崎町役場は、金曜日の遅くまで開いていたと思いますが、なぜやめたのか教えてください。また、やめたことで苦情があったかどうかについても教えてください。

住民生活課長 毎週金曜日の窓口延長業務については、平成１８年度に開始しておりまして、開庁時間内に各種証明書の発行手続に来ることができない住民さんに対してサービスを提供することができました。しかし、令和２年２月にコンビニ交付サービスを導入して以降、その利便性、また、マイナンバーカードの取得の増加に伴い、年々コンビニ利用件数が増加する一方で、延長窓口の利用者数は減少しているような状況でした。コンビニのほうの利用時間の幅も広く、発行手数料も窓口より１００円安いということもあり、住民さんにとってはメリットが高いものと思われます。

働き方改革を含む事務の効率化を図るとともに、マイナンバーカードの取得率が増加している社会的な背景を鑑みまして、令和６年度末をもって窓口延長業務を廃止しております。

なお、廃止したことにより、苦情やご意見等はありませんでした。

牛尾成利議員 次に、マイナンバーカードの普及などにより、住民票の写しや印鑑証明書などの発行がコンビニで取得可能になったことやオンライン申請の拡大を推進されている中で、福崎町役場への来庁者の人数の動向はどのようになっていますでしょうか。また、どの時間帯の来庁者が多いのか少ないのか、お伺いします。

住民生活課長 先ほどの答弁の中で、コンビニは利用時間の幅が広いと申し上げましたが、ご参考までになんですけども、コンビニの利用は、年末年始を除く日の朝６時半から夜１１時までとなっております。来庁者の動向ですが、住民生活課窓口の証明書発行業務に特化して申し上げますと、コンビニ交付を導入した当初の令和２年度と直近の令和７年度を比較しますと、来庁者は３０％減少、逆にコンビニ利用者は３０％増加しております。また、どの時間帯が多いかと申しますと、月によって若干異なりますけども、総じて午前９時からの午前中と午後１時から４時までの時間帯に集中しているような状況です。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

続きまして、次に、一つ、現在でも役場の窓口の開庁時間内に来ないとできない一般的な申請・相談の業務にどのようなものがあるかについて、二つ、「土日等に午前だけでも開けてほしい」「夜間に延長してほしい」などの要望が今もあるかどうかについて教えてください。

総務課長 住民生活課では、印鑑登録の申請、車の臨時ナンバー申請、転入届、それからくれさかクリーンセンター処理手数料の減免申請、家屋解体手続、廃品回収申請、ごみ処理機の申請、犬の登録済証発行などです。税務課では原付の登録、そ

れから、福祉課では町民福祉係の関係申請とか相談、介護保険申請関係などとなっております。

あと、土日等に午前だけでも開けてほしい、夜間に延長してほしいなどの要望というのは、特に伺っていないところです。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

現在、職員の勤務時間は、通常は朝8時30分から夕方17時15分まで、昼は1時間の休憩で、1日7時間45分、週38時間45分勤務となっています。つまり、開庁時間と職員の勤務時間がきれいに重なっています。このことは窓口が開くかなり前に住民のために出勤していなければならなくなっています。二つ、窓口を閉じてからの残務整理が時間外、残業になってしまいます。三つ、閉まる間際の来庁者の対応も残業になります。

朝の開庁時間を遅くし、夕方の閉庁時間を早めて、職員の勤務時間の枠内に準備や後片づけ、事後処理の時間を収めることができるようになれば、時間外勤務や人件費の大幅な削減、夜間の光熱水費の削減につながると思いますが、いかがお考えでしょうか。

総務課長 議員の言われますように、職員の勤務時間と窓口の開庁時間を切り分けることで、職員の時間外勤務の削減になり、人件費を抑える効果はあると考えます。開庁時間の短縮により、職員が勤務時間内に内部事務や打合せに集中する時間が確保できるだけでなく、閉庁間際の来庁者対応による時間外勤務を削減することもできます。また、時間外勤務が削減されると、夜間の光熱水費の削減にもつながると思います。何より職員が効率的に業務を進めることにより、業務全体の質の向上にもつながっていくものと考えております。

牛尾成利議員 さらに伺いますが、役場の仕事は窓口対応だけでなく、政策や計画の立案、複雑な書類の作成や審査、国・県への連絡や報告業務、内部の事務処理、議会対応など多岐にわたります。窓口対応や電話があれば、これらの事務作業がストップし、どうしても時間外に作業することになります。私も電話対応などで開庁時間内に自分の事務作業ができない部署のときは、ずっと時間外で仕事をしていました。

また、各課の課内会議や打合せなどについてはどのようにされているのでしょうか。課長と課員の間で時間内に意思疎通ができていますでしょうか。窓口を閉める時間を勤務時間内につくることで、集中して複雑な事務処理や課内の会議を行う時間の確保ができ、結果として、行政サービスの質の向上や組織の生産性を高めることができると考えますが、いかがでしょうか。

総務課長 現在は、各課の課内の打合せは時間外ですとか、時間中に行う場合でもできるだけ短時間で行うようにしております。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、開庁時間の短縮により職員が勤務時間内に内部事務ですとか打合せに集中する時間が確保でき、職員の事務処理上のミスが減るですとか、行政サービスの質の向上につながるものと考えます。

牛尾成利議員 今までは働き方改革の面から開庁時間の短縮を聞いてきましたが、当然、町民からは「不便になるのではないか」という懸念の声も上がると思います。今でも一般的な申請等のために、一部曜日のみの夜間または休日開庁を望んでおられる方もいらっしゃると思います。時間を短縮するのであれば、どこかで対策してほしいとの要望があるかと思います。開庁時間を短縮している自治体では、オンライン手続の充実、窓口の事前予約制の導入、休日または夜間開庁、予約制による延長対応とセットで導入されているところも多いです。

開庁時間を短縮する、しないにかかわらず、この夜間または休日の数時間でも

開庁することについては、いかがお考えでしょうか。お伺いします。

総務課長 休日の開庁につきましては、既に保健センターで土曜日の開庁を行っております。また、住民生活課におきましては、マイナンバーカードの申請・受け取りを月1回ですが、休日に行っております。

夜間開庁についてですが、最初に住民生活課長が答弁しましたとおり、廃止をした経緯がございます。また、仮に時間外削減につなげるために、窓口開庁時間の短縮を導入した場合、休日開庁や夜間開庁すれば、時間外勤務の削減の効果というのは減ってくるというようなことにもなります。また、休日開庁になると、特定の職員に負担が偏るという部分もございます。

仮に窓口開庁時間短縮を導入した場合、町民の皆様からの窓口開庁時間を短縮すると不便になるのではないかという声も上がってくる可能性がございます。日中に仕事がある方など、短縮された朝夕の時間帯しか来庁できない方には不便となりますし、オンライン申請やコンビニ交付などのデジタル化が進んでいない手続の場合は直接窓口に来ていただく必要がございますので、影響を受けてしまいます。

住民サービスへの影響を最小限に抑えるためには、まず丁寧な広報、それから周知期間を設けること、あと、住民が窓口に行かなくても手続ができるよう、電子申請でありますとか、オンライン化に対応した手続の充実等が挙げられると考えております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

福崎町役場の開庁時間の短縮について、いろいろ伺ってきましたが、最後に町長にご見解を伺いたいと思います。職員の働き方を改め、働きやすい職場、残業を短くし、経費の削減を図り、行政サービスの質や組織の生産性を高めるためには、役場を開けている時間を短くすることが今後必要となってくると思います。行政改革の項目には上がっていませんが、手厚いサービスをいつまで・どこまで維持できるかを検討する時期に来ていると思います。

県下の市町でも朝の開庁時間を遅くする、夕方の閉庁時間を早くするなど、導入済み、または、導入しようとしているところが18市町あります。また、時間短縮とセットで休日・夜間開庁している市町もあります。開庁時間を短縮している市町は県下41市町のうち18市町ですが、人口比では75%以上となっております。

多くの自治体の開庁時間短縮の理由は、窓口に行かずに手続が可能なサービス、コンビニ交付サービス、電子申請などの拡充が進む中で、利用者が少ない時間帯の実績を踏まえて窓口の開始と終了時間を変更した、窓口業務の前後の時間を確保することで、職員の働き方改革を進めるとともに、スムーズな業務の開始や、より丁寧な対応ができるようにするなど、業務改善につなげることで、住民サービスの向上に取り組むとあります。

また、町役場では、1人が複数の業務を兼任していることが多く、窓口を閉めた後の事務処理時間を確保したいというニーズが市役所に比べて町役場のほうが高いと聞いています。県内の他の市町が導入しているから進めるべきとは言いませんが、役所の仕事の進め方や住民サービスの在り方が新たなステージに来ている段階です。

今後の検討課題とさせていただきたいというのではなく、現時点での町長のお考え、方向性をお聞かせください。よろしくお願いします。

町長 今までの議論を聞かせていただいていたんですが、議員がおっしゃられるように、職員の働き方を改め、働きやすい職場、残業を短くし、経費の削減を図る。

また、行政サービスの質や組織の生産性を高めるためには、開庁時間を短くしていくことも一つの選択肢になってくるのかなというふうにも思ったところでございます。

その上で、開庁時間短縮を進めていく場合には、先ほど総務課長が答弁しましたように、住民サービスが低下しないということが重要でございます。対面で必要な手続以外は、オンラインや郵送で対応できるような取組も推進していくことも必要になってくるのかなというふうに思います。そして、公式ライン等の機能を活用したサービスの拡充も検討していかなければなりません。

また、今年度の導入を進めております公共施設予約システムは、行政サービスの質を落とさず、開庁時間を短くしていくことの一つの取組になるのかなという感もいたしているところでございます。

なお、開庁時間の短縮につきましては、様々な課題の整理と、それから、かつ幅広いコンセンサスが必要になってこようかというふうに考えますが、今後、前向きに考えていきたいと、このようにいい思います。

牛尾成利議員 前向きに考えていきたいというご答弁でございました。ありがとうございます。

開庁時間を短縮することを導入されている市町は、かなり前から告知し、丁寧に進められています。

職員採用や職員の定着にあたっては、働きやすい職場かどうかにも重要なポイントになります。福崎町が働きやすい職場になって、職員が業務に集中でき、また、政策について議論できる時間的余裕が生まれるように願っております。

続きまして、質問の3つ目、IT人材の確保についてお伺いします。

昨年度、議会でITリテラシー教育の推進、AIの活用による働き方改革、ラインによる情報発信等など、IT技術と密接に関連する施策展開について質問しました。

今、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）は、最優先課題の一つです。紙の書類を電子化するだけにとどまらず、デジタルを前提として行政サービスや組織そのものを変革することも目指していくことです。また、自治体DXは、役場に行かない、書類を書かない、待たせないの3つの「ない」を実現することが目的ともされています。デジタル技術やデータを活用して、町民の利便性を高める、業務を効率化して行政サービスを維持・向上させる取組を進めなければなりません。現に、オンラインでの申請、キャッシュレス決済、会議録作成、国の標準システムへの移行、福崎町公式ラインの導入など、新規施策も進んでいますが、いずれもIT技術が必要条件です。AIの活用による働き方改革やセキュリティ対策もIT技術が重要です。

福崎町では、企画財政課情報管理係が、電算システム・機器の管理運営、行政情報の推進、情報ネットワークの管理運営、情報セキュリティ対策を担当されています。一般行政職として採用された方が情報管理係に配属されたということだと思います。庁内の情報システムを管理運営するには、人事異動での配属で、そして研修を受ければ十分に機能します。

しかし、行政のDX化や教育のDX化が今後さらに必要となる昨今の状況を踏まえ、福崎町として、高度なスキルを持ったIT人材を役場内に配属、配置する必要があると考えます。高度なスキルを持ったIT人材は、正規または会計年度任用職員として既に確保されていますでしょうか。お伺いします。

総務課長 現時点では、議員のおっしゃられるような高度なスキルを持ったIT人材を新たに採用するということは考えてございません。しかしながら、近年の急速なデジタル化に伴う自治体DXの推進におきまして、デジタル人材の育成は重要な

課題であると認識いたしております。

育成という部分では、令和５年度、それから７年度と、本町でＤＸを推進していく部署であります企画財政課情報管理係の２名に、自治大学校主催のデジタル人材確保・育成特別セミナーに参加してもらいました。そのセミナーでは、先進的なＤＸ推進を行っている地方公共団体の取組を聞くとともに、ほかの自治体の担当者との間で自治体ＤＸの推進に関する意見交換も行うことができ、ほかの自治体とのつながりをつくることができました。人材面でも、自治体ＤＸが最優先課題の一つであると考えております。

牛尾成利議員 それでは、福崎町として高度なスキルを持ったＩＴ人材の必要性は感じられていますでしょうか。お伺いします。

企画財政課長 高度なスキルを持ったＩＴ人材の必要性についてですが、現在、情報技術は急速に進化しており、より複雑なデジタルサービスやセキュリティの確保が求められています。また、昨今では、サイバー攻撃のリスクが増加していることもあり、地方自治体においても高度なセキュリティ対策を講じることが必要不可欠となってきました。

このような背景の下、最新技術や専門知識を持った人材の確保は、町の情報基盤を強化し、安全かつ迅速な行政運営を行うために必要であると認識しております。そのため、高度なスキルを持ったＩＴ人材の確保については、今後、他市町の動向を参考にしつつ、本町としても適切な方法を模索していきたいと考えております。また、既存職員への研修やスキル向上の支援を進めることで、役場内での人材育成も併せて推進していきたいと考えております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

ＩＴ人材は必要ということですが、なかなか応募もなく、採用は難しいし、小さな自治体で抱え続けることは処遇面でも人事面でも難しいと思います。国は全庁的なＤＸ推進体制構築にあたり、外部人材の活用、職員の育成を推進するとしています。ＩＴを専門に扱う行政の法人や民間企業からの出向や派遣を受ける方法やＩＴ関連事業者への委託もありますが、福崎町としてはどのような方法があると考えておられますか。また、既に実行されておられますか。お伺いいたします。

企画財政課長 質問議員がおっしゃるとおり、外部人材の有効な活用と既存職員の育成こそが現実的かつ不可欠なアプローチであると考えております。

外部人材につきましては、現在、県のＯＢで県のシステム管理などをされていた方を福崎町情報セキュリティアドバイザーとして委嘱を行い、ＩＴ関連機器の導入や情報セキュリティ関係について助言をいただいているところであります。

さらなるＩＴ人材の確保につきましては、今後、他市町の動向を参考にしつつ、本町としても適切な方法を考えてまいりたいと思っております。

牛尾成利議員 １つの自治体でＩＴ人材を抱えるのは負担が大きいと思われますので、先ほどはＩＴ人材の派遣等の可能性について伺いましたが、近隣市町とＩＴ人材の共有をする方法もあるかと思います。また、兵庫県が主導する市町ＤＸ支援パッケージなどを活用したデジタル人材育成研修や市町研修生の受入れも提示されています。近隣市町との人材の共用や役場内での人の育成もありますが、どのように考えておられますか。お伺いします。

企画財政課長 近隣市町との間でのＩＴ人材の共有につきましては、広域連携による効率化というメリットがある反面、各自治体における業務負担の配分や調整、責任の所在など、課題も多いものと認識しております。この広域連携の可能性につきましては、今後、県及び他市町の動向や先進的な事例などを参考にしていきたいと考え

ております。

次に、県が示しております市町D X支援パッケージの活用についてですが、現在のところ、職員を研修生として派遣する予定はありませんが、県が開催するデジタル研修や各種オンライン研修などを広く受講できるよう、総務課と連携しながら体制づくりを行い、I Tの内部人材の育成を推進していきたいと考えております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

I T人材について伺ってきました。

これからの行政は、加速度的に自治体D X、教育D X、生成A Iの活用が進んでいくと考えられます。町民の利便性の向上に向けた取組と働き方改革の実現に向けた取組の両方を進めていかなければなりません。財政の厳しい中でも進めていかないと乗り遅れてしまいます。自治体D Xは単なるデジタル化でなく、経営目線での役場機構の変革だと思います。さらに福崎町のD Xを進めるにあたって、各課がそれぞれの思惑でシステムをつくっても整合性が取れず、機能せず、全体を見渡す司令塔が必要だとも思います。近隣では一歩先を行っている自治体もあります。

第6次総合計画にも、第7次行政改革にもD Xの推進がうたわれていますが、一つ、自治体D Xを福崎町としてどのように進めていくのか。二つ、I T専門人材の確保の方法はどうするのか。三つ、福崎町のD Xを推進する統括の職、司令塔の設置についてどう考えておられるのか、また、第6次総合計画にあるデジタル課は創設されるのか。四つ、福崎町のD Xを推進する専門の部署は、今後何をしていくのか。五つ、自治体D Xは福崎町の変革にどのように役立てていくのか。町長のご所見をお伺いします。

町長 D Xは、まず単なる紙のデジタル化ではなく、住民の利便性向上と職員の負担軽減が目的であることを役場内で共有してまいります。その上で、D Xに関する情報収集をするとともに、第6次総合計画、第7次行政改革に掲げております電子申請やスマート窓口の導入などにより、町民の利便性向上や行政事務の効率化を図る自治体D Xを推進してまいります。

2点目でございますが、I T専門人材の件でございますが、先ほど企画財政課長が答弁しましたとおり、その必要性は認識しております。しかしながら、近隣自治体とは、財政規模、職員数が大きく異なることから、同じようなことはなかなかできにくいと思っております。福崎町としては、あくまで本町の身の丈に合った効果的なD Xを着実に進めてまいります。そのために、新たにI T専門人材を確保するということではなく、既存の人材である県庁OBの町情報セキュリティアドバイザーの高度な知見を最大限に生かすとともに、職員が県の研修等を無理なく受講できる時間的融通を確保し、内部人材の育成を図ることで対応していきたいというふうに考えます。

3点目の福崎町のD Xを推進する、統括することについてでございますが、福崎町でそのような組織体制を構築するのは難しいと考えております。現行の課長以上で構成する電算処理運営委員会及び職員で構成する電算プロジェクトチームで協議を行いながら、福崎町のD Xを推進してまいります。したがって、現在のところ、デジタル課の設置は考えておりません。

4点目の福崎町のD Xを推進する専門部署のことでございますが、D Xの推進部署は企画財政課情報管理係となります。役割といたしましては、各課が主体的に進めるデジタル化の取組を技術的・専門的な視点から支援を行います。A Iなど、先端技術の活用や電子申請などの導入については、企画財政課情報管理係が

各課のニーズを取りまとめ、職員で構成する電算プロジェクトチームで協議するなど、全庁的に取り組んでおります。

５点目、自治体ＤＸを福崎町の変革にというところにつきましては、ＡＩの活用や電子申請、スマート窓口の導入などにより、町民のさらなる利便性向上や行政事務の一層の効率化を図ってまいります。

牛尾成利議員 ありがとうございます。福崎町として自治体ＤＸを推進していくとのことご答弁でございました。

自治体ＤＸを使つての住民サービスについては、キャッチアップしていかないと他の自治体に置いていかれます。予算が必要なのは十分分かりますが、他の自治体から取り残されるというのは、相対的に考えると住民サービスの低下になります。町民は、近隣の住民サービスがどうなっているのか、あんな便利なことをやっているなど、よく見えています。

また、町民のさらなる利便性の向上や行政事務の一層の効率化を図るともご答弁いただきました。私はワープロが入って喜んでいて、そのような時代の者なのですが、今の職員の方はＡＩも使い、ＤＸも推進していくという、仕事が劇的に変化、高度化していきますが、今後も研さんを積んでいただければと思います。

また今後進捗状況などを質問させていただきます。

最後の質問ですが、質問の４つ目、小・中学校における金融教育、金融経済教育について伺います。

昨年の９月議会では、小中学生のスマートフォンの利用に関して、学校における情報モラル教育の取組について伺いました。これは、スマホは便利な反面、小中学生には危険な面も多く、子どもたちを守るためにと思い伺いました。

福崎東中学校の例ですが「ネットモラルルールを守ろう」「ＣｈａｔＧＰＴとの付き合い方」などの通信が発行されていまして。先生がネットへの危機感を持っておられることが伝わってまいりました。

さて、現在、学習指導要領で〇〇教育の実施が定められたり、国・県や各方面から〇〇教育を実施すべきとか、〇〇教育を実施してほしいという要望があるかと思います。思いつくところでは、交通安全教育、消費者教育、主権者教育、防災教育、食育などですが、特別に時間を割いて行われるものと、社会科や家庭科などの教科の中で伝えるものがあるかと思います。

まず、福崎町の小中学校で行われている〇〇教育なるものがどのくらいの種類があるのか。その中に金融教育、金融経済教育はありますでしょうか。伺います。

学校教育課長 小中学校では、学習指導要領に基づく情報教育、キャリア教育、主権者教育、環境教育、特別支援教育に加え、消費者としての基礎を養う消費者教育などが挙げられます。また、地域と連携したふるさと教育や福祉教育など、多角的な教育が挙げられます。

議員ご質問の金融教育、金融経済教育につきましては、既存の社会科や家庭科、総合的な学習の時間の中に組み込まれており、それぞれの特性に合わせて、お金の役割や大切さを横断的・段階的に学べる仕組みとして導入しております。

牛尾成利議員 次に、今の小中学生を取り巻く金融環境、金融経済環境は厳しいものがあるかと思います。身の回りには何でも買える店があふれ、スマホを使つてのゲームなどでは知らないうちに課金されている事例もあろうかと思います。

ここ二、三年で、教育委員会、学校が把握されている小中学生によるお金に関するトラブルはどのようなものが何件くらいあったのでしょうか。教えてください。

学校教育課長 教育委員会及び学校が把握している事例といたしましては、スマートフォン等によるインターネットアプリでの課金、また、SNS上での投げ銭、児童生徒間での金銭の不適切な貸し借りや、おごり・おごられるなどの事案を複数件把握しております。また、これらとは別に、万引きの事案も1件発生している状況でございます。

牛尾成利議員 今回は、今の子どもたちを守るために、そして、将来様々なトラブルに巻き込まれないために、お金に関する教育について伺います。

資産形成や投資に伴うリスクとリターンといった教育については、まだまだ先だと思っております。

小学生ではお小遣い、お年玉をもらいます。まずはお金の役割を学び、働くことを学び、そして限られたお小遣いを計画的に使うこと、欲しいものと必要なものを分けることを学ぶことが必要だと思います。高学年になるとスマホを持って課金とか、少し進むとキャッシュレスの問題が生じます。社会の入り口として、お金の基本的なことを小学生に教えることが必要だと思いますが、現在、小学校ではどのような金融教育、金融経済教育が行われていますでしょうか。その目的も含めて伺います。

学校教育課長 小学校ではお金の基本的な役割や価値を理解し、計画的な消費選択ができる態度を養うことを目的としております。具体的な取組といたしましては、5、6年生の家庭科、消費生活の単元において、価格や品質を考慮した正しい買い物の選び方を学びます。また、日常の生活指導におきましては、学校のルールブックに物やお金の貸し借りや、また、インターネット・ゲーム等の扱いに関する項目を設け、トラブル防止に努めております。さらに、修学旅行の際にはお小遣い帳を活用させ、限られたお小遣いの中で計画的にお土産を購入する実践的な指導を行っております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

次に、中学校です。中学生になると、否応なく経済社会に放り込まれます。入学時に制服を買い、自転車を買、クラブ活動の用具を買と、多額のお金が必要なことを目にするでしょう。このお金はどこからやってくるのか。幸いにもトライやるウィークで働くことを学びます。クレジットカードや電子マネーなど、お金を使った実感がないことにも接し、ネットショッピングなど、実店舗ではない買い物にも接します。この見えないお金の仕組みと特徴と怖さを理解することも必要です。多様な販売方法、買うという契約の重要性についても学び、消費者として、自分自身で意思決定ができるようにし、トラブルに巻き込まれないようにする必要もあると思います。

そこで、現在、中学校ではどのような金融教育、金融経済教育が行われていますでしょうか。その目的も含めて伺います。

学校教育課長 中学校では、小学校での学習を基礎として、経済社会の仕組みを理解し、主体的な意思決定によって、消費者トラブルを回避できる能力の育成を目的としております。

社会科におきましては、お金の使い方やため方に加えて、議員ご指摘のクレジットカードの利用方法と注意点、金融トラブルの原因と対処法、さらには、資産形成と経済活動の関係性や保険の役割と重要性について学びます。

家庭科におきましては、将来を見据えた生活設計のために必要な情報を収集し、お金の使い方に見通しを持たせるため、資産形成や社会的責任を含めた総合的な学習を行っているところです。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

最後に教育長にお伺いします。

情報モラル教育、金融教育やその他子どもを守る教育も第一義的には家庭の役割かとは思いますが、家庭教育だけでは限界があります。小中学校で子どもたちを守り、将来においてトラブルに巻き込まれないための金融教育、金融経済教育について、学校での教え、普遍的な教育も大切だと思います。このことについて、教育長、いかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

教 育 長 議員がおっしゃるとおり、情報モラルの問題でありますとか、お金の問題などのトラブルは、家庭生活の中で生じることが大半ですので、家庭で子どもたちを守っていただくことは大切となってまいります。

ですが、学校には学校教育として、トラブルを防いだり、モラルを身につけたりする大切な役割がございます。家庭科や社会科等の教科学習の中で金銭の価値や消費に際しての視点・判断を客観的に学ぶこと。また、専門的な外部講師を招いて、成長段階を加味しつつ使い方に潜む危険を学習することなどです。それは、家庭ではできにくいことです。

今、全国的に7割を超える小学生、9割以上の中学生が自分専用のスマートフォンを持ち、複数のグループラインに参加しているなどという生活実態があります。この生活の中でお金の問題となりますと、アプリなどのインターネット上の問題であることが大きいので、社会科や家庭科の金融教育だけではなくて、情報モラル教育の中に位置づけた学習が重要かと存じます。子どもたちは、時に課金問題等を含め、トラブルが生じて、それが学校の指導案件になることもあります。大半の子どもたちはトラブルを回避しているわけですが、それは、家庭でのルールづくりなど、家庭の教育力によるところも大きいかと思いますが、学校教育の中での段階を追いながらの繰り返しの情報教育、情報モラル教育、消費者教育、あるいは、金融教育の成果も大きく関与しているに違いありません。

学校では、今後とも不易としての変わらぬ教育に加え、現代的な課題に対する教育も重視して取り組んでまいります。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

私が子どもの頃に比べて、半世紀も前ですが、子どもを取り巻く環境は大きく変わっています。紙とペンのアナログな世界からデジタルの世界へと変わりました。圧倒的に便利で高度になったと思いますが、その分、今の子どもたちは小学校中学校の年代から既に誘惑も多く、自分を見失いがちで、様々なプレッシャーと戦わざるを得ない状況だと思います。教育委員会、学校の先生方に、これからはずっと見守っていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁どうもありがとうございました。

議 長 以上で、牛尾成利議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

会議の再開を13時といたします。

◇

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次、3番目の質問者は、中田貴子議員であります。

質問の項目は

1、公共施設について

2、子育て支援について

3、不登校支援について

以上、中田議員。

中田貴子議員 議席番号1番、中田貴子です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問では、公共施設について、子育て支援について、不登校支援について質問を行います。

まず、1つ目の公共施設についてです。

公共施設の安全対策と利用団体への対応と利用者への対応について、お伺いいたします。

町民の皆様が日頃から親しみ、集われる公共施設は、単にコンクリートの建物ではありません。スポーツや文化活動、そして、何よりも人と人との心の絆を育む地域の大切な学びの場であり、居場所でもあります。子どもたちが元気に走り回り、高齢者の皆様が生きがいを見いだされ、子育て世代が安心して肩の荷を下ろせる温かい空間、それこそが我が福崎町の温かさそのものではないでしょうか。そこを訪れる利用者の皆様の命の安全は、ほかの何よりも優先されなければなりません。

近年、全国で相次ぐ公共施設の老朽化、そして、近い将来、高い確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震への備えは一刻の猶予も許されません。災害時に避難所となるべき施設が果たして本当に町民の命を守れるのか。特に子どもや高齢者、障がいのある方々など、災害時配慮者にとっての安全な環境整備は、行政の最優先の責務であります。

そのような中、福崎町第2体育館につきましては、耐震性能の課題から「令和9年度から使用禁止にする」との方針から一転、本年4月から調整に入られ、前倒しで早期利用中止を決定されるとお聞きしております。長年、この場を愛し、活動を続けてこられた団体の皆様には十分な説明がなされたのでしょうか。

そこで、まずお伺いいたします。

住民の安全を最優先に考えた上で、利用団体様に対してどのような説明をされ、今どのような状況になっているのでしょうか。

社会教育課長 住民の安全を最優先に考えた上で、利用団体に対しまして、どのような説明をされたかということですが、これまで定期的に利用されていた団体には、第2体育館が耐震基準を満たしておらず、将来的には使用できなくなる見込みであることを説明してまいりました。その上で、第1体育館への移行について調整を進めまして、現在は第1体育館で活動していただいております。

中田貴子議員 利用団体様の理解が得られ、町として利用中止を早期に行う施策は、住民の安全を最優先にスピード感を持って動かれたことに感謝申し上げます。

スポーツやサークル活動は健康づくりだけでなく、子どもたちの健やかな成長、高齢者の皆様の生きがい、そして、地域コミュニティを維持するための大切な学びの場です。今後も皆様が安心して活動が続けられるよう、代替場所での活動もご支援をよろしくお願い申し上げます。

一方で、第2体育館周辺にトイレや駐車場があります。隣接するグラウンドを利用されている方々が多くいらっしゃいます。先日も地域の皆様がトイレを使われていたり、体育館横や玄関先に車を止めておられました。また、玄関前の伸びている気になる草を草抜きをされておられる姿も見受けられました。

そこでお尋ねいたします。

今後、施設の安全確保を進める中で、いつから体育館の周囲、どの範囲を使用

禁止または立入禁止区域とするお考えでしょうか。また、スポーツ公園の利用者の地域住民の皆様に対して、どのような方法で周知をしていられるのでしょうか。

社会教育課長 基本的には第2体育館の建物内全体を立入禁止区域といたします。また、利用者や住民の皆様への周知につきましては、町ホームページなどを通じましてお知らせをまいります。

中田貴子議員 また、第2体育館につきましては、今後、倉庫として活用し、将来的には解体する方向であると同っております。

体育館内には、イベント用の机や椅子だけでなく、文化財関係の物品も保管されているとお聞きしております。しかし、耐震性に課題のある施設である以上、地震等が発生した場合には、保管物の損傷だけでなく、整理や搬出作業を行う職員の皆様方が危険にさらされる可能性も否定できません。安全対策という観点から考えれば、建物を使用禁止にするだけでなく、内部に保管されている物品についても適切な管理が必要ではないでしょうか。

現在保管されている物品の整理や移設について、具体的な計画やスケジュールは検討されているのでしょうか。また、職員の安全確保の観点からも、できるだけ速やかに整理・移設を進めていく考えはおありなのか、お聞かせください。

社会教育課長 これまでも物品の移動先につきましては、町内の施設の空き部屋などを注視してまいりました。物品の整理や移設につきましては、現時点では具体的な計画やスケジュールは定まっておりますが、適切な保管場所が確保でき次第、速やかに移動を進めたいと考えております。

中田貴子議員 住民の安全確保はもちろんですが、施設を利用される方々や周辺のグラウンドを利用される方々、そして、施設管理に関わる職員の皆様の安全も同様に守らなければなりません。

使用中止を決定した施設については、いつまで使えるかではなく、どう安全に管理し、次の段階へ移行するかという視点が重要です。立入禁止区域の明確化や保管物の早期移設など、事故を未然に防ぐための対応を着実に進めていただくことを要望いたします。

また、町のホームページなどで周知をしていくとのことですが、第2体育館の中止のお知らせとともに、今後はグラウンドの予約時に建物の倒壊による危険が予想される立入禁止区域の説明を書いた紙を、地域の方やグラウンドを利用される方に紙でお渡しするなど、利用者に周知漏れがないよう、丁寧な周知方法をご検討ください。また、現在も町のホームページ等で避難予定場所として掲載されております。町民の皆様に一瞬の混乱を与えないよう、早急な修正対応をお願いしたいと思います。

では、次に福崎町文化センターについて伺いいたします。

文化センター大ホールにつきましては、耐震2次診断において不適格との大変厳しい結果が示されております。これを受け、令和8年度を調整期間とし、令和9年度から使用を中止するという方向で進めているとの説明がなされております。この文化センター大ホールこそ、まさに本町の地域文化の拠点であります。文化センターは、老人大学、公民館クラブ、そして2階には西部子育て学習センターなど、多世代がここに集い、学び、心を豊かにしてこられました。子育て世代にとっては、親子で安心して参加できるかけがえのない大切な居場所です。大ホールの不適格という結果、そして、使用中止の方針に対して、利用者の皆様が抱える不安は計り知れないほど大きいものがあります。単に危険だから閉鎖しますというハード面の理屈だけで終わらせてよいのでしょうか。これまで積み重ねてきた地域活動や住民の皆様の学びの機会、人とのつながりをどう守り抜くかという

ソフト面の視点も住民の皆様にとって求められるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

現在、大ホールを利用されている団体や機材など、ご利用者様や関係者の皆様に対して、これまでどのような説明を行い、どのような協議を重ねておられるのでしょうか。

社会教育課長 大ホールにつきましては、耐震診断の結果、耐震性に課題があることを確認した上で利用を継続してきましたが、安全性を最優先に判断し、令和9年4月1日から大ホールの使用を全面的に中止することを決定いたしました。

このため、利用団体の皆様には、令和8年度中にできるだけ早い時期に活動場所の振替をお願いしているところでございます。また、各団体の機材につきましては、既に移動が完了しております。

これらのお願いに併せまして、利用団体の皆様への状況説明を行いまして、代替施設のご提案などを進めているところでございます。

中田貴子議員 利用団体の皆様の声を聞く姿勢については理解いたしました。しかし、皆様が本当に知りたいのは、これからどうなるのかということです。

そこで重ねてお願いいたします。大ホールに代わる代替施設の確保や紹介、今後の具体的な方向性について、現時点での進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

社会教育課長 大ホールに代わる代替施設の確保につきましては、現時点では、イベントなどはエルデホールのメインホール、そちらを主な受皿として想定をしております。

今後、大ホールの撤去や公民館部分の補強、延命といった方向性も含めまして、全庁的に検討を進めていく必要があると考えております。

また、集客が350人を超えるようなイベントなどの代替施設、こちらにつきましては、近隣施設の活用など、広域的な施設利用の可能性につきましても検討が必要であると考えております。

中田貴子議員 今後の福崎町全体の公共施設の再編や統廃合についてお尋ねします。

単なる財政面や効率性だけの議論に終始するのではなく、子どもたちの居場所、高齢者の生きがい、地域コミュニティの維持、そして、何より生涯にわたる学びの場の確保という最も大切な観点です。どのような基準で計画し、進めていかれる予定でしょうか。お聞かせください。

企画財政課長 今後の福崎町全体の公共施設の再編や統廃合につきましては、公共施設等総合管理計画の中で、統合や廃止の推進方針を定めております。この方針では、今後30年で現行から延べ床面積ベースで10%程度縮減することを目指しておりますが、公共施設の適正化の取組といたしまして、当初の目的に捉われず、現在及び将来の町民ニーズを踏まえた公共施設の再編を行う、利用者が一部に限られる公共施設は自立（律）のまちづくりの観点から地域主体の運営を推進する、公共施設について、国・県・周辺団体との連携の可能性を検討するなどとしており、地域活性化の観点は意識しながら、公共施設の機能の集約・廃止等を今後検討していきます。

中田貴子議員 ご答弁ありがとうございました。現在の進捗と今後の再編に向けた一定の方向性は見えてまいりました。公共施設等総合管理計画の見直しの中で検討していくとのこと。計画に位置づけるだけではなく、町民の安全を守るために具体的な行動計画として進めていただきたいと思います。

近年、多くの自治体では、公共施設の老朽化対策において、単なる修繕計画ではなく、優先順位の見える化に取り組んでいます。例えば、兵庫県内でも施設ごとの老朽化状況や耐震性能、利用状況を評価し、危険度、緊急度を数値化して公

表している自治体があります。また、施設の統廃合だけでなく、子育て支援施設や地域交流施設など、住民サービスを維持するための複合化を進めている自治体もあります。福崎町においても、今後の公共施設管理計画の見直しにあたり、耐震性能や老朽化状況を見やすく、分かりやすく公表していただいたり、指定避難場所となっている施設については優先的に安全対策を進めていただいたり、施設の更新、改修時期、概算事業費を示したロードマップを作成していただくこと、子育て世代や高齢者、障がいのある方など、利用者の視点を取り入れていただきたい。施設の統廃合だけでなく、複合化や有効活用も含めて検討していただき、ぜひ、この計画の中に盛り込んでいただいて、計画を推進していただきたいと思います。特に文化センターやエルデホールなど、多くの町民が利用する施設については、将来の方向性が見えなければ利用者も不安になります。まだ検討中ではなく、いつまでに結論を出し、どのように進めるかを示すことが行政の責任であると考えます。

福崎町は町制70周年を迎えました。これから先の10年、30年を見据えた公共施設の在り方を考える重要な時期に来ていると思います。将来世代に負担を先送りするのではなく、今を生きる私たちの責任として、安全で利用しやすい公共施設を次世代へ引き継いでいくべきだと思います。公共施設等総合管理計画の見直しが単なる机上の計画ではなく、町民の命と暮らしを守る実効性のある計画となるように強く要望し、この質問を終わりたいと思います。

次に、公共施設予約システムの進捗状況についてお伺いいたします。

現在、福崎町では、公共施設の利便性向上と事務の効率化を目的として、新たに公共施設予約システムの導入が進められております。これまで、施設利用の予約や空き状況の確認は窓口や電話による対応が中心であり、利用者にとっては、平日に役場に行かなければならない、何度も電話確認が必要といった負担もありました。特に子育て世代や働く世代にとっては、限られた時間の中で手続きを行うことが難しく、不便を感じておられる声も少なくありません。

そのような中で、オンラインで24時間いつでも施設の空き状況確認や予約申請ができる環境を整えることは、住民サービス向上の観点から大変重要な取組であると考えております。

また、国においても、デジタル田園都市国家構想や自治体DXの推進により、行政サービスのデジタル化が求められております。地方自治体においては、住民の利便性だけでなく、職員の事務負担軽減や業務効率化を図り、限られた人員の中でも、持続可能な行政運営を行っていくことが重要な課題です。

一方で、デジタル化を進める際に便利になった人と使いづらさを感じる人が生まれないように配慮することも極めて大切であります。特に高齢者の皆様やインターネット操作に不安を感じる方々への支援は欠かせません。地域のスポーツ団体や文化団体、子ども会活動など、日常的に施設を利用されている皆様が混乱なく移行できるよう、丁寧な周知やサポート体制も必要であると考えております。

そこでお伺いいたします。

現在の公共施設予約システム導入の進捗状況をお聞かせください。

社会教育課長 6月2日に公募型プロポーザルを実施いたしまして、2者からの提案を審査した結果、優先交渉権者を株式会社パストラーレに決定をしております。今後は同社と交渉を進めまして、早期に契約を締結した上で、導入作業に着手してまいりたいと思っております。

以上です。

中田貴子議員 それでは、導入開始時期や対象施設はどのように予定されているのでしょうか。

社会教育課長 施設につきましては、町内で使用料が発生する施設及び予約が必要な施設、野外活動センター、学校施設、文化センター、エルデホール、体育館など約20施設の全てを対象として検討してまいります。

契約開始後は、導入に向けまして、速やかに業者との調整を進めてまいります。

それと、運用開始時期につきましては、令和9年1月を目標に進めてまいります。

中田貴子議員 それでは、高齢者やデジタル機器の操作に不安を感じる方々に対して、どのような支援やフォロー体制を考えておられますか。

社会教育課長 担当課や各施設の窓口にお越しいただければ、利用者の方のお話を伺いまして、操作方法の説明など、必要な支援が行える体制を整えてまいります。

中田貴子議員 従来どおり窓口や電話での対応も継続されるのか、住民サービスの在り方について、お考えをお聞かせください。

社会教育課長 引き続き、従来どおり窓口や電話での対応も継続してまいります。なお、システム運用が開始されましたら、窓口や電話での対応件数につきましても、一定の減少が見込まれると考えております。

中田貴子議員 公共施設予約システムの導入は、町民の利便性向上と行政事務の効率化の両面から大変意義ある取組であると感じております。特に子育て世代や働く世代にとって、24時間いつでも予約確認や申請ができる環境は大きな安心につながります。一方で、高齢者の皆様など、デジタル化に不安を感じる方への配慮も決して忘れてはならないと思います。便利になったけれど、使えない人が取り残されるということがないよう、丁寧な説明会や相談対応、窓口支援など、人に寄り添った運営のスタートをお願いしたいと思います。

また、システム導入はゴールではなく、実際に町民の皆様が「使いやすい」「助かる」と実感できて初めて本当の住民サービス向上につながるものだと考えております。ぜひ、利用者の声をしっかり聞きながら、改善を重ね、子どもから高齢者まで、誰もが安心して利用できる優しいデジタル化を進めていただくことを要望し、この質問を終わります。

2つ目の質問です。子育て支援について。

こども園・幼児園の給食費無償化についてお伺いいたします。

福崎町では、令和8年度より小学校、中学校の給食費無償化を実施され、子育て世代の大きな支援となっております。物価高騰が続く中、保護者の経済的負担軽減につながる取組です。

現在、国においても子育て支援策は大きく動いております。令和8年度からは、国による小学校給食費の抜本的な負担軽減が始まり、公立小学校では、児童1人当たり月額5,200円を基準として支援が行われております。

一方、現在、こども園・幼児園に通う家庭では、給食費負担が継続しております。国においては、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳から5歳児の保育料無償化が進められておりますが、給食費については無償化対象外とされ、現在も保護者負担となっております。しかし、近年では少子化対策や子育ての支援の観点から、独自に給食費支援を行う自治体も広がっております。近隣では、神河町において令和8年度から幼稚園、小学校、中学校の給食費無償化が実施されております。また、兵庫県においては、保育料軽減事業など、子育て世帯の経済的支援を進めております。

現在、日本全体で少子化が深刻化しており、福崎町においても、出生数が100名を下回る人口減少が進む中、今後さらに若い子育て世帯への支援充実が重要になるかと考えます。特に未就学児を育てる世帯では、ミルク代、オムツ代、物

価高騰による食費負担など、家庭への影響は非常に大きく、複数の子どもを育てる家庭からは、「小中学校は無償なのに未就学児だけ給食費負担が残っているのは厳しい」という声もあります。また、出産後に働き方を変えざるを得なかったり、育児と仕事の両立に悩みながら家計をやりくりしているお母さんも多くおられます。

もちろん福崎町が現在、行財政改革を進める中で財源確保が容易ではないことは理解しております。しかし、町長はコロナ支援策として、小中学校等給食費の6か月無料化を実現されました。子育て支援と教育環境の充実を提言され、小学校、中学校の給食費無償化まで取り組まれました。子育て支援の充実は、将来の福崎町を支える人口減少対策であり、未来への投資でもあります。

そこでお伺いいたします。

今後、少子化対策や定住促進、子育て支援の観点から、こども園・幼稚園の給食費無償化について、段階的な無料の実施や多子世帯への支援も含め検討していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

町長 子育て支援は、町の重点事業でもありますし、私にとっても一番の関心事でございます。将来は認定こども園の給食費無償化にも広げていけたらなと思っております。

しかし、そのためには、安定した財源も必要ですので、今後、国が中学生の給食費無償化の補助金を創設されるなどのときにですね、認定こども園の給食費無償化については考えていきたいなと思っております。

中田貴子議員 町長、ありがとうございます。

今、若い世代はどこの町なら安心して子どもを育てられるか、本当に真剣に見ています。住宅価格だけではありません。保育料、給食費、医療費、学用品費、日々の暮らし全体を見ながら住む町を選ぶ時代になっております。特に女性は出産後に働き方を変えたり、時には自分のキャリアを諦めながら家計と子育ての両立に必死で向き合っています。少子化が進む今だからこそ、子育て世帯に、福崎町で子どもを育てたいと感じてもらえる支援も必要であると考えます。

就学後だけでなく、最も子育て負担の大きい未就学期への支援の充実を、子育て支援と教育環境の充実に向け、ぜひ町長にご検討をお願いしたいと思い、この質問を終わらせていただきます。

それでは、3つ目の質問に入ります。不登校支援についてです。

不登校児童生徒への支援強化と居場所づくりについてお伺いいたします。

全国では不登校児童生徒数が年々増加し、文部科学省の調査でも過去最多を更新し続けています。不登校はもはや特別なことではなく、どの子どもにも起こり得る身近な課題となっております。

そのような中、福崎町では教育委員会や学校現場の皆様のご尽力により、不登校児童生徒数は全国的な増加傾向とは異なり、令和6年度は減少、令和7年度は微増で踏みとどまっている状況であると伺っております。これは、学校現場における日頃の丁寧な見守りや早期対応、支援員の配置、関係機関との連携など、一人一人の子どもに寄り添った支援の成果であり、高く評価したいと思います。

しかしながら、数字として不登校に至っていなくても、教室に入りづらさを感じている子ども、別室で過ごしている子ども、登校を頑張っているものの心に不安を抱えている子どもも少なくありません。また、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しております。外国にルーツを持つ子どもの増加、多様な価値観への対応、SNSやAIの普及など、子どもたちが抱える悩みや課題はますます複雑化しております。

だからこそ福崎町がこれまで培ってきた支援体制をさらに発展させ、不登校を生まない予防的支援と学校以外も含めた多様な居場所づくりを進めていくことが重要であると考えます。単に現在の取組を確認するだけではなく、福崎町の強みを今後どのように発展させ、持続可能な支援体制として整えていかれるのかという点で質問をさせていただいております。

全国的に不登校児童生徒数が増加する中、福崎町は微増ではあるものの、踏みとどまっている傾向です。教育委員会として、その要因をどのように分析されているのでしょうか。また、その成果を支えている支援員配置や学校現場での取組について、今後どのように充実・継続していくのかお聞かせください。

学校教育課長 全国的に不登校児童生徒数が増加する中、本町における増加が一定の範囲に抑えられている要因につきましては、主に初動を重視した迅速な組織対応と多様な居場所の確保が効果的に機能しているためと分析しております。

具体的な取組といたしましては、小学校2校、それから中学校2校に経験豊かな教職員のOBであります不登校支援員をそれぞれ1名配置しております。児童生徒が安心して相談できる環境を整えております。学校現場では、担任と不登校支援員が密に連携して定期的な家庭訪問を実施し、不登校や行き渋りの傾向にある児童生徒、あるいは、保護者とのつながりを維持することで、家庭の孤立化の防止に努めているところです。校内においては、教職員全体で情報共有する、子どもを語る会などを開催するほか、担任、養護教諭、不登校支援員に加え、専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議を重ね、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応を協議しております。教育委員会におきましても、毎月、各校の教頭と面談を実施しまして、欠席傾向にある児童生徒の情報をタイムリーに把握することで、支援の方向性について共通認識を図っております。

今後もこれまでの成果を支えてきた支援員の配置や家庭訪問など、その強みを維持しつつ、不登校の長期化や複合的な課題を抱える家庭に対しても迅速に対応できるよう、これらの関係機関、ネットワーク強化に努めてまいります。

中田貴子議員 それでは、保健室や相談室などを活用した別室登校や校内で安心して過ごせる居場所づくりについて、現在どのように取り組まれているのでしょうか。

学校教育課長 別室登校は、教室に入りづらい児童生徒が学校とのつながりを保つための大切な支援であり、教室復帰を急がせず、個々のペースに合わせることを基本に主に3つの視点から取り組んでいます。

1つ目は、リラックスできる環境づくり、それから、本人の興味・関心の尊重、一番大事にしているところですが、スモールステップの重視ということで、いきなり授業への参加を求めるのではなく、午前中だけの登校であるとか、別室での自習など、無理のない目標による小さな成功体験を積み重ねて、その児童生徒を応援しているところです。

今後もそういった学校で過ごせる居場所づくりに努めてまいります。

中田貴子議員 それでは、学校へ行くことが難しい児童生徒に対しては、タブレット端末等を活用したオンライン学習や学校外での学習支援はどのように行われているのでしょうか。

学校教育課長 タブレット端末を使ったオンライン学習につきましては、保護者や本人と十分に相談の上で実施しております。小学校では、リモート可能な授業を事前にお知らせして、希望に応じて配信を行っているほか、校内の別室登校時にも活用しています。中学校においても同様の対応を行っているのですが、オンライン授業を継続することには課題があるため、有効な教科や場面の精査、そして、より効果

的な運用を図る必要があると思っております。

なお、中学生の場合は別室登校においては、支援員等がフォローしますので、比較的安定した学習継続につながっております。

次に、学校外での学習支援についてです。担任等による定期的な家庭訪問を行う中で、学校の近況を伝えること、また、紙ベースの課題であるとか、学習支援システム「ミライシード」を活用して、基礎学力の定着に努めています。また、教育支援センターのぞみ教室での指導をはじめ、県立やまびこの郷への参加など、多様な学びの場につながっているところです。また、民間のフリースクール、こちらに通う児童生徒につきましても、学校と施設間で密に情報交換を行い、学習の状況でありますとか、生活の様子について、学校と保護者など、共通理解を図りながら支援を続けています。

中田貴子議員 それでは、保護者への相談支援についてお伺いしたいと思います。

不安を抱える保護者の皆さんに対し、スクールカウンセラーさんやソーシャルワーカーさんは生徒の相談だけでなく、保護者の方の相談体制やサポートも行っておられるのでしょうか。

学校教育課長 スクールカウンセラーはですね、児童生徒はもとより保護者の抱える悩みや不安に対しても相談支援を行っております。保護者自らの希望による相談対応でなく、学校側の判断により、スクールカウンセラーへの相談を紹介する場合もございます。また、相談内容や状況に応じて、スクールソーシャルワーカーや保健センター等、関係機関との連携を行いまして、一人一人の課題に即した適切な支援に努めております。

中田貴子議員 ありがとうございます。

それでは、教育長にお伺いいたします。

全国的に不登校支援は、学校へ戻す支援から子どもが社会とつながり続ける支援へと考え方が変化しております。福崎町では現在、不登校児童生徒数の増加を抑える成果が見られておりますが、今後さらに多様化する教育課題に対応するために、どのような教育環境や居場所づくりを目指していかれるのでしょうか。また、福崎町なら安心して子育てができると保護者に感じてもらえる教育支援体制を今後どのように構築していかれるのか。教育長のお考えをお聞かせください。

教 育 長 議員ご指摘のとおり、全国的に教育現場では、多様化する子どもたちへの対応が大きな課題となっております。例えば、全国の小学生を35人学級に例えますと、中学生じゃないんですけども、学習面または行動面で著しい困難を示す子どもが10.4%で3.6人。それから、不登校の子どもは約2.3%の0.8人、先ほどのご指摘、これが福崎町でもう少し下回っているというところです。外国人も含め、日本語に課題がある子どもは1.5%で0.5人という実態でございます。

不登校の児童生徒にかかる本町の取組につきましては、先ほど吉高課長のほうから説明したとおりでございます。

教育環境や居場所づくりという観点では、それに加えて、行政や町内各地域なども大きな役割を果たしております。それは今後も重要なポイントであると思っております。

福祉課では、子どもたちが体験活動を行う「てくてく」「てくてくプラス」を企画・開催して、参加している不登校の児童生徒もあります。

また、学校には行きづらいんだけど、地域の行事や取組には参加できたという児童もありました。

教育課題の多面化、多様化の一面である外国籍児童生徒に目を向けますと、福

崎町でも学校によって差はあるものの、ある小学校では、19人の外国籍児童のうち10人が日本語に課題がございます。そこで、県によるこども多文化共生サポーターをいち早く学校に派遣できるように、町教育委員会から県教育委員会に常に連絡を取って要請を重ねたり、町費による日本語指導員の配置、校内での人的配置の工夫、大学との連携、それから、翻訳機能のある機器の活用を進めてきたりと、様々な取組を進めておるところでございます。

先日実施しました中学2年生のトライやる・ウィークでは、西中でも東中でも日本語理解・会話がままならない外国人生徒も参加しました。けれども、周りの生徒たちがその個性に寄り添いながらサポートをしている姿を目にしました。日本語には難があっても、彼ら外国人生徒は安心して活動に参加していました。

特別の支援を要する子ども、学習面・生活面で課題を有する子ども、日本語理解に難がある外国籍の子どもなど、困り感を有する子にそっと手を差し伸べられる児童生徒が育つ。また、不登校、不登校傾向のある子どもに教員が寄り添っていく。それらこそが、多様性の包摂という視点において、制度的・物質的な整備以上に学校教育が目指す根本的なものであらうかと思っています。

今後、校内や教育委員会の体制充実、関係機関・地域との連携とともに、違いを認め合える児童生徒の育成という、不易としての変わらぬ学校教育を大切にしたいと考えております。

中田貴子議員　ご答弁ありがとうございます。

全国的に不登校児童生徒が増加し続ける中、福崎町では支援員の配置や別室対応、オンライン学習、県や関係機関との連携を密に取り、一人一人の子どもに寄り添った支援を積み重ねていかれていることがよく分かります。不登校支援は、単に学校へ戻すことを目的とするものではなく、その子どもが安心して過ごせる居場所を見つけ、自分らしく成長していくことを支える取組だと考えております。また、不登校の背景には、家庭環境や人間関係、発達特性、経済的な事情、外国にルーツを持つことによる言葉や文化の違いなど、様々な要因があります。だからこそ一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援が求められております。

これからの教育に必要なのは、みんな同じであることを求める教育ではなく、一人一人の違いを認め合う教育だと、教育長も言われておりました。学校へ行ける子も行きにくい子もいる。勉強が得意な子も苦手な子もいる。日本で生まれ育った子も外国にルーツを持つ子もいる。その違いを否定するのではなく、多様性として受け止め、それぞれの子どもが安心して学び、成長できる環境を整えていくことがとても大切であると思います。

福崎町にはこれまで培ってこられた温かい教育の土台があります。その強みをさらに発展させ、不登校支援だけではなく、多様な背景や特性を持つ子どもたちを包み込む教育へとつなげていただきたいと思います。福崎町が学校へ行けない子どもを支える町から一歩進み、どのような状況にある子どもも決して取り残さない町、誰もが自分らしく学び育つことができる町であり続けることを願っております。今後とも、子どもたち一人一人の声に耳を傾け、多様性を認め合う教育と、誰一人取り残さない教育の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長　以上で、中田貴子議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、田中康智議員であります。

質問の項目は

1、部活動地域展開について

以上、田中議員。

田中康智議員 議長の許可を得て一般質問をさせていただきます。8番、田中康智です。

中学校部活動の地域展開に関しまして、人口減少社会における子どものスポーツ・文化活動の維持、そして、子育て環境が充実した町として選ばれる町となると、こういった観点から質問をさせていただきたいと考えております。簡明かつ積極的なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、最初にスポーツ・文化活動の拠点となる施設の充足状況についてお伺いします。

先日、当6月定例会に第2体育館を廃止する条例が上程されました。この施設廃止に至る経過では、施設を使用しておられる方々にほかの施設に振替をお願いする必要があることから、令和7年度中に廃止ができなかった経緯がございます。使用できる会場が減少したことにより、ほかの施設では需要が重複し、利用の調整が困難になっているなどの影響はないのでしょうか。

また、施設の充足状況は、中学校の部活地域展開を進めるときに、学校施設以外の施設が物理的に、また、実質的に充足しているのかということにも関わってまいります。施設使用料がこういった団体の活動に対して減免されるのか、そういう観点も関連しているかと思いますが、近隣の市町の施設のほうが安価で利用しやすいので、福崎町内で活動したいと思ってらっしゃる団体がやむを得ず近隣市町に流出してしまうという、こういう意味での実質的な充足、こういう観点からも、スポーツ・文化活動の拠点は現状で充足しているのかをお伺いいたします。

社会教育課長 スポーツ・文化活動の拠点につきましては、現状におきまして、おおむね充足しているものと考えております。

現在、利用希望が重なって予約が取れないといった状況は確認しておりませんが、引き続き利用状況を注視いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

田中康智議員 今ですね、実態として利用調整が困難で、利用をお断りするような事態がないと、そういう意味合いでのご答弁を頂戴したわけですが、私の質問をさせていただいた内容的に、本来ならば福崎町で活動したいんだけど、利用料が高くて、ほかの市町のほうの施設を使わざるを得ないとか、そういったお話は聞いていらっしゃいませんか。

社会教育課長 今のところは、そういうお話は聞いておりません。

田中康智議員 それを聞いて安心をさせていただきました。

それでは、通告内容の地域展開について質問に入らせていただきます。

中学校の部活動の改革及び地域展開については、これまで常任委員会等で進捗状況について、また、試行の状況、そしてアンケートを実施されている状況などが報告されてきております。また、直近では令和8年度6月から翌1月までの期間で実証事業に取り組むとの報告もあったところでございます。

一方、部活動改革及び地域展開に関する国のガイドラインでは、令和7年度までが改革の推進期間、そして、令和8年度から令和13年度までの6か年が改革の実行期間となっております。休日の部活動については、令和10年度までのこの実行期間の前期に確実に着手するというふうにガイドライン上定められております。この中学校部活動の改革、地域展開は、教師の働き方改革、そして人口減少社会における子どもたちのスポーツ・文化活動の維持が目的とされているのですが、福崎町は部活動の地域展開の最終到達点をどこに置いていらっしゃるのか。具体的に言いますと、休日の部活動の地域展開でよしとするのか、それとも平日を含めた完全移行について、どういうふうに考えていらっしゃるのかとい

うところをお示しいただきたいと思います。

そして、住民の皆さんが福崎町の部活動は今後どうなっていくだろうと不安を募らせておられます。現在の青写真を示していただく必要があると思います。計画の策定状況及びタイムスケジュールはどのようになっているか。ご答弁をよろしくお願いいたします。

学校教育課長 国が示す部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドラインでは、令和13年度までの改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において、休日の地域展開を目指すとしています。また、平日については、令和10年度までの前期改革期間の終了時に中間評価を行い、その段階で改めて方針を定め、さらなる改革を推進する予定となっております。

福崎町では、このガイドラインに沿いながら、国の改革実行期間での達成を目指し、令和7年度から地域スポーツ団体、文化団体、小中学校の保護者代表、両中学校長から成る部活動地域展開推進協議会において、福崎町に適した部活動地域展開の在り方を協議いただいているところです。並行して、休日の部活動実証事業に取り組み、表出した成果と課題を整理・分析し、課題の解決を図っているところでございます。そして、中学校の活動を支えてくださる地域団体、いわゆる受皿となつていただく団体などの確保に継続して取り組んでいるところでございます。

その意味では、現段階では本町として具体的なスケジュールをお示しすることは難しいところでございます。

今後、国の動向や中学校総合体育大会、いわゆる総体ですね、こちらの在り方、実証事業の検証、受入れ団体の確保など、総合的に見極めた上で、推進協議会での協議を経て、できる限り早い段階でこの方針を決定して、スケジュールをお示しできるよう努めてまいりたいと思っております。

田中康智議員 本町ではですね、改革の実行期間、令和8年から始まっとなんですが、この以前の推進期間ですか。令和7年度からもう既に着手してるんだということで、早期に着手をなさっとなんだというようなご趣旨のご答弁もいただきました。

また、令和10年度、その中間的な評価でですね、平日のほうのことについては、また新たな方針が示されるんじゃないかというようなことで、今の段階でですね、具体的なスケジュールを示すのは難しいというご趣旨だったかと思います。

本年ですね。実施されるこの実証事業の成果も検証なさって、できるだけ早い時期にスケジュールをお示しいただきたいということを要望をさせていただきたいと思います。

では、具体的にですね、本年度実施される実証事業に沿って質問をさせていただきます。

部活動の地域展開では、部活動の受け手、先ほど受皿というふうにおっしゃいましたが、重要な要素になってまいります。令和8年度の部活動地域展開実証事業は、休日の地域展開の実証として行われますので、平日の地域展開では重要な要素になってまいります既存の地域クラブの活動時間というのがですね、ある意味大人時間です。その大人時間と子どもたちの放課後、部活の時間が合うのかというような課題についてはですね、検証の対象になっていないのかなというふうに拝察はしますんですが、この実証事業を引き受けていただいた団体の方々にはですね、いろいろなご苦勞があることと思います。感謝申し上げたいと、私からも思います。

さて、部活動の地域展開の受け手にはですね、町がですね、直轄で地域クラブ活動を運営する、そういったパターンと、町以外の運営団体が地域クラブ活動を

運営するパターンに大別されると私は思っております。今年度の実証事業では、この運営に関する部分の実証は含まれているのでしょうか。また、今回の実証事業では、生徒の希望を聞いた上で活動を受け入れていただける地域クラブと調整、マッチングですね、調整をした結果で、活動内容を決定したと、こういうふうに聞いております。生徒の希望に合う既存の地域クラブが存在しない場合には、新たな地域クラブを町が直轄で設立すると、そういったことのお考えはあるのか。この辺りをご答弁いただきたいと思えます。

学校教育課長 昨年度に引き続き、現在実施している実証事業は、特定の本格的な運営主体を検証するものではなく、既存の地域クラブなどの枠組みを活用させていただきながら、活動現場でのマッチングでありますとか、運営上の課題抽出を行う前段階の試行として位置づけております。その中で、傷害保険の適用であるとか、責任の所在、指導者の謝金や保護者の費用負担の在り方、学校施設の管理方法など、多岐にわたる課題を洗い出している最中でございます。

次に、生徒の希望に合う既存のクラブがない場合は、町が直轄で新たな組織を設立してはどうかとのご指摘についてでございます。

子どもたちの活動機会を確保するという観点においては大切な視点であるとは受け止めておりますが、しかしながら、町が主体となって新たな地域組織やクラブを新設・運営していくにあたっては、持続可能な指導体制の確保や恒常的な財政的負担の在り方、また、既存の民間事業者との役割分担など、多角的な視点から極めて慎重な判断を要する課題が山積していると思っております。現時点での特定の運営パターンを前提とすることはせず、まずは先行自治体の先進事例を注視・研究するとともに、庁内の潜在的なニーズや地域の実情を慎重に見極め、協議会等の場を含めて、広く議論を深め、総合的に勘案してまいりたいと考えております。

田中康智議員 まずは前段階の情報の整理が今回の実証事業の大きな目的なんだということですね。このような運営組織やったらどうなるか。この運営だったらどうなるかという、そのパターンをですね、今回は検証する場ではないんだというご趣旨だったかと思えます。

このたびの実証事業でも文化系の2種、運動系でしたら野球とか陸上、剣道の3種類はですね、町内2校の合同で行われると、このように聞いております。単独の中学校では成立しにくい活動であっても、エリア拡大をして生徒の選択の幅を広げる努力として、私は、これ、ご評価を申し上げたいと思うんです。この選択の幅を広げるという観点で、受け手についても拡大というのが重要性としてあるんじゃないか、こういうふうなことを思ったということで、質問をさせていただいたところでございます。

続けて、関連しましてですね、エリアの拡大というところについてご質問をさせてもらいたいと思えます。

このたびの実証事業では、文化系の部活動として、ボランティアと料理を東・西の両中学校の合同で実施ということを企画されてございます。文化系の活動は、地域に既にある自主的な活動であったりとか、あとは音楽や絵画、書道や囲碁とか将棋など、非常に高度な活動をなさってる方がいらっしゃったり、また、ある意味マイスターみたいなとても実力のある方とかですね、そういった方の存在とかいうのもあったりということで、地域展開に非常に私は親和性が高いというふうに考えておるんです。多世代の交流であったりとか、全ての世代で活躍できるというふうな観点もありまして、今回の実証事業に文化系部活動を取り入れられたという点を本当に高く評価後申し上げたいというふうに考えております。

そこでお尋ねするのですが、この文化系の部活動の実証事業の指導者はどのようになっておって、その運営形式などはですね、民営の方でいらっしゃるのか、また、直営でいろいろ考えられたのか。また、今回は意向調査で希望の多かった2つに絞ったということだというふうに私は想像するんですが、福崎町2校の合同と限らず、市川町とか神河町とか、町域を超えた合同であれば、さきに挙げた音楽や絵画、書道、囲碁・将棋に加えて、例えば郷土歴史研究とか、鉄道研究とか、天文の研究とか、英会話の研究、また、最近ではですね、パソコン研究とか、そういったいろんな研究のところに窓を開くというか、子どもたちの可能性をどんどん広げられるような、そういう可能性があるんじゃないかというふうに思っております。

部活動の広域的な地域展開についてのお考えをお伺いしたいと思います。

教 育 長 文化系のおっしゃってました2種目の受入れについては、料理につきましては保健センターが担当して行っています福崎町いずみ会、それから、ボランティアは社会福祉協議会に属している福崎腹話術会で受けてもらっています。その選定理由は、議員もおっしゃってましたけれども、先行アンケートで要望が多かったというのが料理でございまして、あと、広報ふくさきに載せた募集の記事から申出のあったボランティアの2団体ということで今回進めておるところでござい

ます。そして、直営か民営かと申しましたら、今申しましたところでは、民営というところではありません。直営といいましたら、福崎町に関係している団体ということで、その意味では直営なのかもしれませんが、少しそこは、ちょっとどう捉えるかというところです。

本町では、現在、文化系クラブ、運動系クラブとともに、コンパクトなこの福崎町の町域を生かしつつ、実証的な事業を試行しております。町内には、今回の文化系2団体以外にも様々な団体が活動されていますので、今年度の事業展開における成果や課題を整理しつつ、生徒の通いやすさの視点も考慮しながら、今後

もまずは町内の各種団体にご協力を求めて、受入れ団体を募っていききたいと今考えております。議員ご指摘の町域を超えた広域的な地域展開につきましては、移動手段などの課題も今は少なくな

田中康智議員 子どもたちの可能性の幅を豊かにしていくという視点は、非常に大事だというふうに思っております。ぜひともですね、各種団体と丁寧な協議を進めていただきたいと思

います。先ほどですね、生徒の通いやすさというところのご答弁もいただきました。次はですね、そういったところについてご質問をさせていただきたいと思

います。文化系2種、運動系で野球それから陸上、剣道、町内の2校合同で行われますが、子どもたちの移動手段についての実証事業は、今回の実証事業の中では含まれているんかというところ

でござい

ます。国も県も部活動の地域展開の課題の中で、移動手段というのを大きく取り上げております。国は原則公共交通機関の使用をうたっておりますけれども、福崎町内、そして、神崎郡内に範囲を広げた場合というふうなことも想定してですね、特に移動手段というのが大きな課題になってくるかと思

います。今回の実証事業では、休みですね、休日の地域展開であることから、生徒自身の自転車移動を中心に、また、保護者による送迎では、複数の子どもを同乗させることを禁止した上での送迎で実施すると、このような趣旨のことを委員会でご答弁をされてお

ました。しかしですね、平日の地域展開ということを考えますとですね、冬場に暗くなってきて、長距離を自転車で移動するんかとか、あとは、そもそも帰宅時間がこれまでよりも遅くなるじゃないですかという話になりましてね、保護者による送迎というものの重要性がクローズアップされることになってまいります。これではですね、保護者が送迎できる方だけに地域展開された活動への参加を限定する、つまりは家庭の送迎能力によって格差が生じると、こういうことを意味しているんじゃないかというふうに私は考えています。

今回は休日の地域展開なんですが、この機会にですね、福崎町の公共交通、サルビア号の利用とか、幼稚園のスクールバスの活用、さらにはですね、道路運送法第78条に基づきます自家用有償旅客運送、これは自治体がちゃんと管理するタイプのものとか、あとは委託の有志の方に委託するタイプのものもあるんですけども、こういったことの乗り合わせですね、新たな公共交通の創出といった公共交通による生徒の移動という実証が私は必要じゃないのかなというふうに考えています。今回の実証事業でですね、こういったところの部分について検証なさるということはないんでしょうか。この点、ご答弁をお願いいたします。

学校教育課長 生徒の安全な移動手段の確保が重要な課題であるという認識については、議員ご指摘のとおりでございます。ただですね、本町は比較的平たんな地勢でありまして、現在の中学生の町内移動においては、日常的に自転車が広く活用されているという実態がございます。

ご提案がありました公共交通を活用した実証事業につきましては、国が示す補助メニューの要件が非常に厳格でございまして、平日も含めた地域展開の加速化といった重点的な課題への対応が審査される仕組みとなっております。現在、本町の実証事業の取組内容も主に休日に視点を置いておりますので、そういったところから具体的なニーズを鑑みますと、現段階において、国の補助要件を満たす、そういった仕組みを構築するところまではいっておりませんので、困難であると判断した次第でございます。

今後、生徒数の推移でありますとか、天候不順時の安全対策、保護者の送迎負担の軽減などの視点も重要であります。ですが、早急に交通実証を行うのではなく、まず、他市町の先進事例を慎重に調査・研究し、本町の実情に即した移動手段の在り方について、中長期的な視点で情報収集に努めてまいりたいと考えております。

まちづくり課長 公共交通に係ることについて、お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、地域公共交通との連携でいいますと、サルビア号やふくひめ号が考えられます。2校合同で練習となりますと、西中学校もしくは東中学校での練習となり、それぞれの中学校を行き来することとなりますが、現状のサルビア号は川西、川東で運行しており、それぞれの中学校を結ぶ経路となっていないこと、夕方までの運用となっていること、また、サルビア号は3台で運用していますが、フル稼働している状態であるため、これに対応するには1台増台し、新たな経路をつくっての運用になるのではないかと考えます。ただ、1台増台するにしても、現状の乗客定員は12名であるため、生徒全員が乗り込むことができるのか、生徒で満席になると、他の利用者が利用できないではないかという問題が発生するため、車両も大きくする必要があるのではないかと考えます。

そうすると、公共交通の利用ではなく、議員のおっしゃる幼稚園のスクールバスの活用でありますとか、自家用有償旅客運送が有用であると考えられますが、先ほど学校教育課長が答弁しましたとおり、本町の実情に即した移動手段の在り方について、中長期的な視点で情報収集に努めている段階のため、現在そこまで

は及んでいない状況でございます。

田中康智議員 ありがとうございます。

公共交通を利用した実証事業に対する補助がですね、平日を含めた地域展開の加速化という、その部分が審査で大きく取り上げられるという趣旨のことから、今回ですね、休日の地域展開を今推進している現時点では、時期尚早じゃないかと、その点についてはそのとおりかと思います。

地域交通という観点でですね、国土交通省がですね、交通空白の解消に向けた地域交通のり・デザイン事業という、こういったメニューの活用なんかも十分に検討の余地があると私は考えておるんで、引き続きですね、幅広に検討をお願いしたいと思います。また、近隣のいろんな実例を研究したいというふうなお話もございました。実際にですね、この部活動の地域展開を契機としてですね、このり・デザイン事業に応募して新たな交通体系を確立したような実際の事例も載っていますのでね、そういったところなんかもぜひとも検討の中に加えていただきたいと思います。

もう一点ですね、地域クラブの運営に関しての大きな課題について、指導者の確保と育成という観点で質問をしたいと思います。令和8年度の部活動地域展開実証事業において、指導者はどうなっているのか、こういうお話でございます。

文部科学省の総合ガイドラインでありますとか、スポーツ庁のガイドブックなどでは、小学校も含めた教員で、専門性や、それから学校の校務ですね、校務への影響、また、本人の実労働時間や健康管理上の問題なども考慮しながらですが、そしてまた大きなポイント、決して強制にならないように配慮した上で、兼職兼業を認め、適正な報酬を支払いながら指導員になっていただく制度について詳しく解説がされております。学校施設を使用しながら、兼職兼業を認めるためには、勤務時間外、もしくは、職務専念義務免除をした上で勤務時間内の活動、そういった要件もございます。そして、町以外の運営団体の事業であるという、こういったことが必要なんです、こうした体制整備については、このたびの実証事業ではどのように取り扱ってらっしゃるのか。また、教員の兼職兼業には、休日だけの地域展開に特有の課題である平日の指導者と休日の指導者が異なることによる弊害の解消という意味合いも大きいと思っております。どのように制度を確立し、導入されようとしておるのか、お考えをお伺いいたします。

学校教育課長 まず、今年度の実証事業における指導者の確保についてでございます。

今年度は運動系5種目7団体、文化系2種目2団体で実施しており、スポーツ協会やスポーツクラブの指導員のほか、兼職兼業の許可を得た教職員など、多岐にわたる方々にご協力をいただいております。文化系の指導者につきましては、先ほど教育長がご答弁申し上げたとおりでございます。教育委員会といたしましては、今後、指導者を対象とした安全管理やハラスメント防止、救急救命方法などの研修会を計画的に実施し、指導体制の質の向上と安全の確保に万全を期してまいります。

次に、教職員の兼職兼業の現状についてでございます。

本町では、令和7年度に策定した学校教職員の兼職兼業に関する要綱に基づき周知を図ってまいりました。昨年度は申出がございましたが、本年度はもう複数名から申出がありました。これらの方につきましては、要綱に基づき適正に手続を進め、報酬を支給してまいります。

次に、町以外の運営団体としての体制整備についてでございます。

現在は過渡期としまして、部活動の地域展開に関する事務は、学校教育課と社会教育課が連携し、今年度の実証事業も両課が担当しております。この行政の枠

組みを一つの運営組織と捉え、地方公共団体の体制整備として、補助金申請するとともに、この体制整備の中で人件費、現職職員が兼務する部活動コーディネーターの人件費などを計上しております。このコーディネーターは、受皿となる地域スポーツクラブ等の育成・強化も担っているところでございます。

今後、地域で恒常的に運営できる体制を構築することは極めて重要であると認識しております。各関係団体と緊密に調整を図り、将来的な運営組織の設立も視野に入れ、持続可能な体制整備に努めたいと思っております。

最後に、平日と休日の指導者が異なることへの対応についてでございますが、昨年度は平日の部活動顧問と休日の指導者が密に連携を取り合い、適切に指導にあたりました。実証事業後に生徒に取ったアンケートにも、「休日の指導者は専門性のある指導をしてくれたのでよかった」との前向きな声が寄せられておりました。今後は、この連携体制をベースとしつつ、兼職兼業を希望する教職員への承認手続の円滑化や、そういった方たちが兼職兼業を申し出やすい、そういった環境整備を進めていきたいと思っております。教職員の負担軽減に十分配慮しつつ、兼職兼業制度を有効に生かすこと、地域指導者の専門性、これら双方を有効に活用し、平日の学校教育と休日の地域活動が一体となった、生徒にとってより豊かで安全安心で質の高い活動環境の構築に努めたいと思っております。

田中康智議員 ありがとうございます。

私ですね、教職員の働き方改革っていうときに、勤務時間を短くするという発想だけでなしにですね、この地域展開が行われた後も生徒たちのスポーツ・文化活動に積極的に関わりたいと思ってる先生方に適正な報酬を得ていただきながら活躍する場を確保するという、これも重要な側面だというふうに考えておるんですよ。平日の地域展開ということとかですね、あとは、今回、夏休みの話なんかも入ってくると思います。夏休みなどの長期休暇中の活動はどうするんだというようなことなんかも考えていく際にですね、教員の兼職兼業というのは大きなポイントというふうになりますので、国とか県の動向、これに本当に注目していただきながら、引き続きですね、2つの意味での先生方の働き方改革につながるような、そういうふうな制度の確立に努めていただきたいと思います。

先生の働き方改革の話を行いましたので、関連して次の質問をさせていただきますけれども、部活動の改革とか地域展開の目的の一つの柱はですね、教職員の働き方改革ということが掲げられております。

さきに質問をさせていただきました町が直轄で運営しているのかというようなところはですね、先ほどのご答弁で、今回の実証事業の事務局は、結局のところ学校教育課、それから社会教育課が担っているんだというようなご答弁なんかもいただきました。こういった地域クラブを運営するということについて、教育委員会事務局が運営するのであればですね、その業務の増大の影響は計り知れません。加えて、生徒の移動の手段の確保の質問をさせていただきました。この事務までも教育委員会の事務となるのであれば、部活動の地域展開によって、教職員さんにとっては働き方改革になっても、教育行政をつかさどる教育委員会が機能不全に陥ってしまうんじゃないかというふうに私は大きく本当に心配しておるんです。そんなことになってしまうと何にもなりませんので。この生徒の移動手段の確保は教育問題ではあるんですが、教育問題というふうな発想でなしにですね、町民全体の移動の仕方、そして、移動手段の確保というふうに考えていただいて、また、福崎町を訪れる観光客の皆さんにとっての移動手段、また、福崎町で働く方々の移動手段、つまり公共交通施策そのものではないかというふうに考えております。経済振興、観光振興、それからまちづくり、福祉、そして、もち

ろん教育委員会など、町政の関係する部局が連携して、将来の福崎町のある姿に向けて検討する中で、この移動手段というのは解決する、そういう問題だと私は考えております。少なくとも生徒の移動についてはですね、公共交通の問題として、町長部局が担うべきものというふうに考えますが、この辺り、ご所見をお伺いしたいと思います。

町 長 学校部活動の地域展開は、教職員の働き方改革を進める上においても極めて重要なことであると認識しております。一方、これに伴う専門的な事務負担が教育委員会に過度に集中して、本来の教育行政そのものに支障を来すようなことになっては困るのではないかということも、そのとおりだというふうに思っておりますので、そういったことは回避ができるようにしていかなければならないと、このようにも思っております。

生徒の移動手段の確保についてでございますが、今のところ、生徒の移動手段のことについてまで議論が進んでいないということも聞いております。単に教育の枠組みにとどまらず、町民全体の移動利便性や地域の公共交通の在り方にわたるテーマであるのではないかということのご指摘については、今のところ一つの視点として捉えさせていただきたいと思っております。

また、先ほど議員のお話の中でもありましたが、自家用有償旅客運送の活用なども含めてですね、先進地の事例なども幅広く情報収集しながら、総合的な観点から対応を考えていきたいと、このように思います。

田中康智議員 私はですね、部活動の地域展開を契機として、地域交通の在る姿を、この機会に検討すべきだというふうに私申し上げておるんですが、先ほどもちょっと触れましたけども、国土交通省が推進しております「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトというのが、今、実施されております。これがですね、集中期間というのが令和7年から令和9年度ということで、期間限定で、今、進めておるんです。この辺りのことは期間が迫っているということもあってですね、こういうことを申し上げておるんだということをご理解いただきたいと思います。この制度ですね、検討段階から事業の試行実施ですね、こういった段階に特に手厚い補助が用意されています。またですね、地方創生推進交付金、こういったものと組合せということも可能というふうに聞いております。ぜひともですね、こういったところは検討すべきだというふうに私は考えます。

あのですね、中学校の部活動の地域展開。これに戻りますけど、放課後のですね、スポーツ文化活動というのを学校教育の場から、あと、意味合いとしては社会教育のフィールドに移していくという、そういう意味合いを持っているというふうに感じております。福崎町の第6次総合計画における基本目標ですね、学びを充実し文化を育むまちづくり、その基本施策の中に地域と連携した教育、そして、生涯学習の推進というふうな大事な柱立てをしていただいています。こういったところに立脚した発想が重要やというふうに考えます。

部活動の地域展開という機会を捉えて、安心して子育てができる町福崎、そういう観点で子どもたちの選択に可能な限り幅を持たせる。そのための制度設計は一体何なのか。そして、子どもたちの移動が制約にならないための必要な制度設計は一体何なのか。そういうことを町の全ての部局を横断して、丁寧に検討していただく。そして、その検討状況を住民の皆さんに適宜適切なタイミングと、また、方法でお伝えをして安心していただく。そういうことをぜひとも実行していただきたいと思いますというふうに思います。

この際何かありましたら。町長、ありますか。

町 長 この地域展開ですね、市町懇話会というものがございまして、知事以下、県の

幹部の職員さんと首長との意見交換会が年２回ほどされるわけなんですけれども、今年の４月でしたか、そういう会議があったときにですね、この地域展開の問題がですね、多くの首長から質問が出るんです。その多くはですね、私どものような小さい市町の方からです。神戸市とかですね、西宮や、そういう大きな町はですね、公共交通機関も整っておりますし、受皿となる、そういう団体も結構あるわけなんです。いっぱいあるんです。田舎の町はですね、受皿もない、公共交通機関もない、私らどないしたらええんやと、できませんよということをおっしゃる首長さんも大勢いらっしゃるんですけど、何とかその辺のこともよく考えた指導をしてほしいという話もされております。

そない言うて嘆いとっても仕方ありませんので、しっかりと対応していかないと、福崎町は少なくともしっかりとした対応をしていかないといけないということでございますので、今まで教育委員会が言うておりましたように、しっかりとですね、そういった情報収集もしながらですね、福崎町に合ったやり方を今から模索していく必要があると、このように考えております。

田中康智議員　ご丁寧な答弁ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議　長　以上で、田中康智議員の一般質問を終わります。
ここでしばらく休憩いたします。
会議の再開を１４時４５分といたします。

◇

休憩　午後　２時３１分
再開　午後　２時４５分

◇

議　長　会議を再開いたします。
５番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

１、福崎町養護老人ホーム福寿園の在り方について
以上、牛尾雅一議員。

牛尾雅一議員　議席番号３番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、福崎町養護老人ホーム福寿園の在り方についてお尋ねをいたしたいと思っております。

福寿園の廃止検討につきましては、先日の民生まちづくり常任委員会で、報告があり、その後に神戸新聞でも報道されました。町財政が逼迫し、行財政改革を進めていくことが喫緊の課題となっている状況におきまして、町財政の健全化に向けて、赤字経営に陥っている福寿園を廃止する方針ということでございますが、あまりにも唐突な話で、率直に驚いております。改革の観点から、老朽化の激しい福寿園が統廃合施設の候補に挙がってくることは理解できますが、一方で、これまで福祉のまちづくりを標榜されてこられた福崎町らしくないのではないかと違和感も覚えたので、福寿園の現状と課題を含めて、その在り方を質問させていただきます。

まず、福寿園の管理運営状況についてお尋ねいたします。

施設設備につきましては、建物のひび割れ、屋上防水の経年劣化による雨漏り、電気系統の故障、空調の老朽化、調理業者用トイレの排水故障など不具合箇所が多々あり、大規模修繕が必要な状況があり、また、近年の新規入居率の低下もあり、現状の施設を使った運営の廃止はやむを得ないと考えております。

ここで質問の順番なんです、関連ということで、順番を少し変えさせていただいております。ご了解をよろしくお願いいたします。

尾崎町長に至る歴代の町長は、困っている方に手を差し伸べる「福祉のまちづくり」を推進してこられました。その政策が高く評価された結果、福崎町に住み続けておられる住民の皆様は決して少なくないと感じております。

福寿園の廃止検討一択ではなく、別の場所への移転、建て替えという選択は、検討できないのかお尋ねをいたします。

町長 牛尾議員さんから、福寿園の廃止については唐突な話でありましたということをおっしゃられましたですけれども、私の記憶では、以前から福寿園の老朽化のこともありまして、将来を考えていく必要があるんじゃないかというような質問を幾度か受けておりまして、そういった時期に来ていると思いますと、考えていきたいというような答弁をしておりますですね、昨年、たしか住谷議員さんだったと思うんですが、同様の質問を受けまして、廃止に向けた検討を進めたいというようなお話もこの本会議の席上でさせていただいておりますので、私はずっと廃止に向けての検討を役場内部で進めておりましてですね、それを受けて、委員会で報告をさせていただいたのでございまして、全く唐突やと言われたら、ちょっとつらいところがありますので、その点はよろしくお願いいたします。

養護老人ホームでございますが、現在ではですね、社会福祉法人が他の介護保険の施設や事業と複合的に運用するということが多くなっておりまして、単独の自治体が養護老人ホームのみを経営する時代ではなくなっているということも、そのようにも私どもは考えております。第7次行政改革大綱実施計画においても、持続可能な財政基盤の確立の視点から、公共施設の廃止統合複合化の検討を進める計画としております。

今おっしゃっておられるように、移転、建て替えという選択肢はということでございますが、今のですね、福崎町の状況を考えますと、そのような選択肢はすることはできないというふうに考えております。

牛尾雅一議員 国がですね、この措置という制度を大変重く考えておられてですね、仮にですよ、町長が移転とか建て替えを考えてみるというふうなことを国のほうに、県とか国とかですね、そういうふうな意向を示されましたらですね、国がですね、老人保護措置費というんですか、このたびのそういったものを、支弁額の改定ということですね、養護老人ホームの運営が適切にできるように改定を示されて、先日の説明、民生のときですか、分かりませんですけど、ちょっと教えていただきましたら、何かこのたびの改定によって、500万円ほど、何か町のほうに入ってくるということで、近隣の措置して預かっている方がおられる市町から、そういうことですので、町はですね、今、非常に財政が厳しい、新しい投資も控えるということですね、もうこの行政改革の中でもずっと言われてるんですが、今まですでですね、福寿園は福崎町が誕生した昭和31年の2年後の昭和33年にですね、福崎町養老院として開設されまして、昭和54年に現在の施設へ建て替えられ、困っておられる方に温かい手を差し伸べられる福崎町、福祉のまち福崎町のシンボリック存在であったのではないかと私は思っています。

ですので、費用が高くかかるし、建設費、また、いろんな職員の人件費、また、物価上昇の影響でいろんなことがあって大変ですけれども、国のほうがですね、その措置される方の人数というんですか、そういうことで、相当の補助というんですかね、国が何割、県が何割で町が何割とかいうようなことで、まるっきり町がすごくその持ち出しが要るということはないんじゃないかと、私、ちょっとあんまり詳しくは分からないんですけど、そのようにも感じておるんですが、その

辺りはどのような、建設費がどれぐらい要ってというんでしょうかね。

町 長 この老人ホームですね、施設が古くなっているということもあるのかもしれませんが、定員の募集を一生懸命してもですね、集まらないというところもあるんです。多分、施設自身は私は充足しているのかなというふうには感じております。それと、老朽化ということもあるかもしれませんが、そういったこともございまして、そもそもですね、募集をかけても集まらない施設をですね、役場が赤字を出しても運営していく必要があるのかということを考えたときにですね、なかなかそういった考え、そういうふうを考えるのは難しくなっているのではないかなと、こういう思いからですね、このたびは廃止の方向でということを決めさせていただいたところでございます。

牛尾雅一議員 私は施設の中にですね、入れていただいたこと、行かせてもらったことはないんですが、前回、住谷議員がですね、何か施設を見学というんですか、行かれたときに、いろんな雨漏りとかですね、二人部屋でプライバシーの問題とかですね、いろんなことを問題点があるのということ言われてましたんで、想像ができます。そして、加えてですね、雨漏りとかいろんなことを民生の委員会のほうで資料として説明されましたので、それをちょっと教えていただきましたので、よく分かっています。

私、思うんですが、そういうふうな、今、施設の状態ですので、福寿園にですね、措置していただきたいと思って、家族で最初来られたときに、いやこれやったらちょっと現在の今の。

議 長 牛尾議員、今質問されておところは、基本的には一番最初は通告どおりに質問されて、その後、措置の人数とか、通告の内容でないことに対して質問されることは、数値的にはちょっと事務局側として、当局側としては困りますので、やはり通告どおりの質問に差し戻してやってください。

牛尾雅一議員 今、50人定員で35人ということなんですが、結局ですね、施設がそういう不具合が多いということで、今35人になっておりますけれども、建て替えということはですね、通告で入れさせてもらってますので、建て替えということが実現しましたら、今35人ということなんですが、仮にですね、定員50人の今と同じような施設でしたら、定員に近いような方がですね、措置されてご入所されるというふうに私は思うんです。やはり、今の施設が非常に老朽化、町長が言われますような老朽化でいろんな問題があるということなんで、大規模改修では大変な費用もかかるというようなことですので、新しくなればですね、1人の措置費が何ぼでいうことを加算しまして、収支がですね、大体ずっと黒字だったのが急にコロナ以降赤字になっているというのは、入っていただく方が少ないということなんですが、建て替えが実現しましたら、それは解消するんじゃないかというふうに思いますが、その辺りはですね、どのように思われますでしょうか。

副 町 長 議員さん、建て替えということをおっしゃるんですけれども、いろんな公共施設がございましてね、国庫補助事業にのる事業、のらない事業というのがございます。この養護老人ホームにつきまして、町が建て替えするということになって財源が取れるのかといたら、これはないというふうに私は聞いておりますので、それを町が丸々持ってですね、果たしてやる必要があるんでしょうかということも考えていただきたいと思います。

牛尾雅一議員 今、びっくりをいたしました。その丸々ないんで、丸々町のほうの持ち出しということは、今まではですね、こういう養護老人ホームのような困っておられる最終のセーフティーネットと言え失礼なんですけど、そういうふうな意味合いの施設でございますので、町よりも国とか県が責任を持って、そういう方々の生活

というんですかね、暮らしを守るという意味ですね、補助というんですか、そういうことは出していただかなあかんというんですかね、そういうふうにも思っていました、今、副町長さんのお話ですと、もうほとんど全て福崎町が持たなあかんというふうなことをお聞きしまして、これやったら国のほうがこういう措置制度というようなものを国がつくられているんですから、国に責任を持ってほしいなというふうに、生意気ですけど、思いました。

そうしましたらですね、そういうふうにはですね、そんなに多額のことが要るのをですね、何とかしてほしいという質問の根底が揺らぎますし、質問ができなくなってしまう。いや、それはないですよ。ですのですね、このいろんなセーフティーネットというんですかね、そういう意味合いで、困ってる方はそうしたらどうされたいいんですかねというふうに私は思うんです。

建て替え、町が大変なご苦勞とか推察しますけれどもですね、これをですね、いろんな国とか県とかのご協力を得ながら実現しましたら、さすが福崎町は福祉の町ということですね、大変厳しい財政の中でもやられてみられるということで、これ、余談な話なんだか分かりませんが、全国の見本になるというふうなことというふうなことは、私自身は、皆さんそう思われなと思います、私自身はそのように思って、今、現在思っております。

そうしたらですね、この福寿園はですね、現在、柳田國男先生の生家の前にありまして、福崎町でもですね、今、観光地というんですか、今、かっぱのガジロウ、いろんなですね、柳田國男先生のいろんな関係のことですね、福崎町一番の観光地でもあります。ですので、この大変な不具合のある施設はですね、もう言うたらですね、運用廃止するために、結局、運用廃止することになりましたら、その後ですね、どういうふうなものに、あそこは文化ゾーンですかね、昼までの質問にもありましたように、歴史文化価値のあるゾーンでございますので、様々な跡地の有効活用ということも、町のほうもですね、廃止して潰すというようなことを検討されてというのが今の話ですから、考えられてるんじゃないかと思います。

そうしましたらですね、その今の福寿園の土地はですね、どこの所有というんですかね。町有地なのか、またですね、地籍とか、官民、もし民間の方がというようなことが何ぽか入っていたりしますと、官民境界とかなんかはもう確定をしているのでしょうか。

福 祉 課 長 土地の登記簿では、旧神崎郡 18 か村名義です。現在の構成市町の持分で表すと、姫路市が 18 分の 6、神河町が 18 分の 5、市川町が 18 分の 4、福崎町は 18 分の 3 となります。

地籍調査は行っておりますが、官民境界は確定しておりません。

牛尾雅一議員 今、お聞きしましたら、全て姫路市さんと神崎郡の市川、神河、福崎の自治体の、所有は自治体ということですので、跡地利用を含めまして、いろんなことに福崎町が考えられることに協力をしていただいてるんじゃないかと思いますが、その辺りはどうなんでしょうかね。

副 町 長 この老人ホームの廃止後の跡地利用ということですのでけれども、現段階で別にどうしていくということは全く決まったところはありません。

まずですね、その土地の所有権問題につきましてはね、これから関係市町と話をしながら整理をしていきたいとは思っております。

牛尾雅一議員 副町長さんの答弁をいただきまして、関係の市町ですね、協議をしていただきましたら、協力をしていただけるということを前提といたしましたらですね。前回のですね、一般質問で柳田國男先生を主人公といたしました NHK 朝ドラ化の

取組について提言をさせていただきました。それに関連した質問なんですが、福崎町文化財保存活用地域計画では、美しい村を目指す歴史文化まちづくりが掲げられております。さらに「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクトとして、柳田國男・松岡家記念館のリニューアル等が方針として示されています。

そこで、柳田國男先生や松岡 5 兄弟の業績を活用した「民俗学のまち」を P R していくためにですね、遠野市立博物館の I C T 技術を活用した展示とか取組を参考にしながら、老朽化した柳田國男・松岡家記念館を福寿園の跡地に移転する形で文化庁や民間企業や、民間企業はなじまないかも分かりませんね、地域団体と連携協力した柳田國男民俗学ミュージアム、仮称なんですが、を建設されてですね、その敷地内に柳田國男の生家を一体化するような構想は検討できないんでしょうか。

その検討にあたりましては、6 月 6 日、6 月 7 日に東京都世田谷区の「せたがやふるさと区民まつり」に町長をはじめ、地域振興課の参事さんをはじめですね、参加されて築かれました人脈を活用されたり、柳田國男先生が晩年を過ごした地、世田谷区をはじめですね、友好都市の岩手県遠野市、柳田國男先生の書斎が移築されている柳田家の出身地、長野県飯田市、民俗学に柳田國男先生が傾倒するきっかけとなった宮崎県椎葉村など、昔の柳田國男サミットのように全国の関係自治体と連携していくことが重要じゃないかと思います。全国の皆様に、福崎町が柳田國男先生の生誕地であることを認識していただくことで、福崎町の妖怪やもち麦の P R にもつながります。

このミュージアム構想が実現すれば、観光振興や地域経済の起爆剤として絶大な効果があると考えますが、いかがお考えなのかお尋ねをいたします。

社会教育課長 福寿園跡地への柳田國男・松岡家記念館の移設につきましては、現時点で移転を行う考えはございません。記念館の移転には莫大な整備費が必要となりまして、行政改革を進めている本町の財政状況を踏まえましても、現段階での実施は困難であると考えております。

また、一方で先ほど議員おっしゃられました I C T の活用や展示内容などの充実、魅力向上に向けた取組は重要であると認識はしております。関係機関と連携を取りながら、現施設の改善に努めてまいりたいと思っております。

牛尾雅一議員 文化庁がですね、柳田國男、町主体でですね、そこにそういうミュージアムみたいなものを整備されるというよりもですね、地元の辻川区とかですね、柳田國男先生を顕彰するというんですか、そういう地域でそういうふうな顕彰する会とかですね、そういうようなものを立ち上げて、有識者の方も入っていただいてですね、どういうふうに、それは柳田國男先生の功績っていうんですか、それをもっと全国に知らしめてですね、民俗学という学問をですね、言うたらつくられたというんですか、そういう柳田國男先生の業績をもっともっと全国にというんですか。今、非常に、ガジロウをはじめ妖怪ブームでございますし、また、今、日本の昔の伝承文化というんですか、そういうことにですね、多くのメディアも取り組んで、また、今までは何か地味な学問ということでしたが、今は違ってですね、非常に光があたる、そういうようなときが来ておりますので、そうしますと、そういうふうに民間というんですか、地域の方がそういう会をつくられたり、そういうことをされますと、文化庁のほうの手厚い支援をいただいて、事業ができると、そういうこともお聞きします。ですので、町がすごいお金をつぎ込んでいうことはですね、今の財政状況とかですね、行財政改革の中とか、いろんなことを考えますと難しいということは私もよく分かりますので、そういうことも研究ということをしていただくというんですか、そういうことも考え、いろんな情

報を集めましてですね、お金をですね、町の自主財源というんですか、町のお金を持ち出さなくてもいろんなことができるというふうなことも研究していただきたいなど。私も微力ながらちょっといろいろ知恵をもらった方もありますので、そういう方にまたお聞きしたりしてですね、そういうことができたらなと思っております。

福崎町が築いてこられました福祉のまちづくりが後退することのないようにですね、また、跡地利用につきましても、町のさらなる発展につながりますよう、それをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議

長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本定例会３日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会４日目は、明日６月１９日午前９時３０分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 ３時１３分